

令和元年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

令和元年6月15日(土曜日)

午前9時00分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (2番 下平貢議員 ・ 3番 福澤真理子議員)

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○第5次総合計画にある「地域間接続道路の整備」の現状と今後の予定はどうか。
うなっているか。

○3月の伊那谷自治体会議の論議を受けて「知」の誘致集積に向けてどのように取り組むか。

2. 櫻井登議員

○農地の未相続登記が農地の売買や賃貸に影響はないか。

○農転申請時の現地確認と許可条件付帯はどの様か。

○小学校でのプログラミング学習導入前に懸念解消を。

○各教科目でのプログラミング教育はどの様な指導をされるのか、その取り組みを説明してください。

○アスポの対応について。

3. 東原靖雄議員

○三遠南信自動車道3工区7号橋直下にある二日洞簡易水道の水源の保全是されているか。

(1) 三遠南信自動車道3工区二日洞工事用道路による二日洞水源への汚染は。

(2) 現在の水源池の利用区域は南部地区、小川地区で、村では安全対策

として、今後水源池を移動することで計画されているが。

4. 下平貢議員

- 火災出動の検証について。
- 消防団員確保について。
- 団員の負担軽減について。
- 地域防災力強化の為の消防団のあり方について。

5. 福澤真理子議員

- 要保護及び準要保護児童生徒援助費における給食費の実費支給を求めたい。

6. 木下温司議員

- 住民の安心・安全を守る対策について。
- 村の産業振興と今後について。

7. 小池豊議員

- 村内の文化財の管理状況と、活用について。
- 三遠南信自動車道の工事対応と将来を見据えた対応について。

8. 後藤章人議員

- 出産祝い金の在り方について。
- 高齢者クラブへの後押しは考えてもらえるか。

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第2回喬木村村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、2番、下平貢君、3番、福澤眞理子君を指名します。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3に進みます。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員はルールを守って質問してください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問できることになっていますので、反問がある場合は、挙手をし、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

発言の際は挙手をお願いします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告1番、後藤澄壽君。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

最初の質問は、地域間接続道路の整備に関する質問でございます。

第5次喬木村総合計画の中に、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道の開通など外部環境の整備とともに、地域間道路の整備など内部環境の整備が課題として挙げられております。

そこで質問でございますが、この地域間道路の整備の現状はどのようになっておりますでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 第5次総合計画では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道といった高速交通網へのアクセス道の整備や、公共交通システムの構築により、増加する高齢者や買い物弱者の移動をスムーズにするとともに、地域と地域をつないでいく道路整備により住環境を充実させながら、定住人口の確保を求めていくこととなっております。

本村における地域間接続道路の現状は、南北方向においては、下段地域には竜東一貫道路、中段地域には伊那南部広域農道が整備され、上段地域には広域基幹林道が長野県によって整備が進められているところです。

東西方向における村道については、村道6号線の九十九谷地籍や帰牛原地区の村道51号線、桃添地区の村道1号線などの整備を実施してまいりました。

一方、県道については、毎年改良工事を実施していただいているところですが、大島阿島線の西の宮地籍や野田原―大島間、上飯田線の小川―氏乗間など、未整備区間が残っておりまして、村、村議会、区長会が連携を取って、長野県に対して提言活動を実施しているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 先日、大島で火事がありました折に、氏乗から駆け付けた方々の間で、氏乗と大島を結んでおります林道の完成を早くしてもらいたいものだなあという切実な声が上がっておりました。

また、一方、上平と埴牛原を結んでおります村道に、大雨のときなど崖崩れを起こしてしまう場所がございますが、ここにつきまして、今年度、災害対策ということで予算を付けていただきまして、補強工事を行うことが決まっております。

地元の住民といたしましては、できるだけ早期の完成というものをお願いしたいかと思うわけでございます。

また、今のお話にも出てきましたけれども、小川と氏乗を結んでおります県道上飯田線にも、大雨のときには崖崩れを起こしてしばしば通行止めとなってしまう箇所がございます。ここはまた落石が多く、通行する車を傷めてしまう危険性の極めて高い場所でもございます。

そこで、議会の方といたしましても、県の方へ、ここ何年かにわたりまして、県道上飯田線のトンネル化工事も含む改良整備ということで要望をしてくれているところでございます。また、この要望の中には、村道への接続部分もございまして、村の方としてのご尽力をお願いしたいところでございます。

このトンネル化工事を要望しておりますところは、かつては小川から氏乗へ抜けて秋葉街道へと通ずる重要な道路のあったところでございまして、人馬の行き来も激しかった場所であるということを知っております。

現在これを、この小川と氏乗を結ぶ生活道路であると同時に、三遠南信自動車道とリニア中央新幹線を結ぶ主要な幹線道路として復活していただきたいという要望でございます。これはぜひ実現していただきたい要望であるかと思うわけでございます。

このように、各地域には、先ほどの話にもいろいろ出てきましたけれども、それぞれこの地域間接続道路の整備に関しまして、切実な要望がございます。

それで、今後のこの整備の予定はどのようになっているか、この点について質問したいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 県道につきましては、引き続き、村、村議会、区長会が連携を取って、長野県に対して提言活動を実施していくこととなりますが、より検討

を深めていただけるよう、具体的なルート案を提示できたらと考えております。

村道につきましては、例えば、野田原地区や唐沢地籍の村道51号線の拡幅改良等を計画し、より利便性を高めてまいりたいと考えております。

また、今年度は下段地域の地区内道路を整備することにより、その一帯の開発を促すことができるよう、本年度、調査費用を計上をしております。

今後も地域の声をお聞きしながら、必要な道路整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 今それぞれ具体的に取組んでいただくというお話がございました。

リニア・三遠南信道、それから失礼しました。

リニア中央新幹線・三遠南信自動車道、こうした外部環境の整備と相まって、今もお話がありましたような外部、内部環境、地域間接続道路の整備などの内部環境のこれが整いまして、初めてこれからの持続可能性のある喬木村というものができていくのではないかと思います。この面に関する村の方のご尽力を、一層のご尽力をお願いしたいとところでございます。

さて、次の質問は、研究教育機関など「知」の誘致集積に関する質問でございます。

この3月に、知事を座長といたします伊那谷自治体会議が開かれました。この席上で、飯田市と喬木村などこの北部事務組合に所属する町村になるかと思いますが、これに研究教育機関など「知」の誘致集積をしていくことを探っていきたいと、こういう構想が発表されました。これを受けまして、飯田市とそれから喬木村など関連市町村の首長が集まりまして、話し合いを始めたというようなことを聞いております。

そこで質問でございますが、この話し合いの中でどんな話が出ておりますでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） リニア駅近郊エリアのまちづくり構想の策定につきましては、長野県、広域連合、飯田市、そして北部の5町村がテーブルに着いて、駅周辺の面的整備、知的対流拠点の整備に連携して取り組むことの必要性を、知事から説明がございまして、先の県議会でその予算が認められたところでございますが、本議会冒頭のあいさつで申し上げましたとおり、伊那谷自治体会議で上伊那から疑義が出されたために、いま

全体のスキームの構築も始まっているということで、立ち上げができておりませんが、どんな話が出ているかといえば、何もまだ始まっていないということになります。

この県予算要求のときの段階のこの事業の目的をご説明を申し上げたいと思いますが、趣旨としましては、リニア駅が飯田市の街中ではなくて、中心部じゃなくて、どちらかというと、北部寄りの周辺地域に影響される地域に駅ができるということから、飯田市のみならず、その地域一体となって駅周辺の面的整備に取り組んでいきたいという趣旨で始まっております。

具体的な事業の内容は、リニア駅近郊エリアの土地利用状況をまず整備をし、知的対流拠点の形成に必要となる施設の整備は何が必要なのか。これに対して住民の皆さんはどう考えているかというアンケート調査を実施する等の基礎調査を実施した後に、基礎調査で得られた施設等に関連する機関に対して、このエリア内に進出の意向があるかどうかを調査をして、その結果を踏まえて、魅力的・機能的な知的対流拠点の形成に必要となる土地利用計画を策定するということになってはおります。

ただ、先ほど申しましたとおり、これに対しまして、上伊那の方でも、リニア駅は我々にとっても地元であるから、我々がこの協議に入れないのはいかななものかというような疑義が出されておまして、いま県の方で、その全体のスキームの見直しをかけながら、どういう立ち上げをしていくかという協議が始まったばかりということになっておりますので、今この段階でご報告できる内容は持ち合わせていないということになります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） しばらく前のことになりましたが、議会の方で、旧飯田工業高校の跡地にできましたエス・バードを見学する機会がございました。信州大学の航空宇宙研究室の教授のお話をお伺いし、関連施設を見学させていただきました。また、食品化学関係の関連施設も見学することができました。

喬木村では、最近、商工会の方で「柿ワイン」というようなものを開発したというようなニュースが流れておりますが、この食品化学関係の柿プロジェクトが、これが現在の商工会の方で推進されております。

また、航空宇宙関係の関連企業もございます。

そうしたところから、今後、またこのエス・バードなどとも連携を深めながら、こうした研究教育機関の「知」の集積、誘致集積の拠点の方向を、可能性を探っていく

というようなことも考えてみたらいかがかと思うわけでございます。

私は、30年ほど前にオックスフォード大学で開かれました成人向けの生涯教育講座を受講する機会がございました。このオックスフォード大学と申しますのは、オックスフォード市の中に25ほどのカレッジと申しまして、日本の学部に対応する施設が点在しておりまして、市全体が一つの丸ごと大学のような形をとっております。ケンブリッジ大学も同様であるというような話を聞いております。

そこで、将来、この伊那谷をこうした研究教育機関などが点在する「知」の誘致集積の拠点と、「伊那谷まるごと大学」というようなものを考えてみたらいいのかなというようなことをちょっと考えております。

そこで、質問になりますが、喬木村として、この「知」の誘致集積に向けて、今後どのような取り組みを考えていらっしゃるでしょうか、この点について質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 村単体では、この学術研究のための都市形成というのは大変難しい作業かなあというふうに思っております。

国内を見渡しましても、埼玉県の本庄市に早稲田大学が移転をして大きな研究都市になった。あるいは筑波の例はよくご存じかと思いますが、滋賀県の草津市では、立命館大学、龍谷大学が移転をして、ほんとに若者の街になったというような事例もございます。

これが村の取り組みとしてはなかなか難しいということで、県ではリニアの整備効果を広く波及させるために、また、長野県の発展を図るということを目的に、リニア活用基本構想というのを策定をしております、その中で、上伊那・飯伊地区を対象とした伊那谷交流圏に焦点を当てたリニアバレー構想を策定し、伊那谷自治体会議において協議をしているということになります。

ご指摘をいただきました「知」の集積地につきましては、目指す姿を実現するための取り組みの一つであるリニアを生かした産業振興の中で、4つの事業の柱が設けられております。

1つは、グローバル活動拠点を目指す計画の中で、学術研究機関が立地する「知」の集積地の確立のほか、本社や研究開発等企業の中核機能の立地や航空宇宙産業のクラスターの形成及び健康・医療・介護など健康長寿を支える産業集積といった事業と

ともに、設定をされているところになっています。

村としましては、この議論、もちろんこの中核のメンバーとして入っていくということで、さまざまな面でこの取り組みについて、喬木村が担うべき役割というものを探していかなきゃいけないというふうに思っていますが、リニア長野県駅ですとか、産業振興と人材育成の拠点であるエス・バードが、喬木村から非常に至近の地域にあるということになりますので、とても前向きな、気持ちは前向きな気持ちで取り組んでいきたいなあというふうに思っているところであります。

また、この構想の中で、都市部と地方の双方の基盤強化に向けて、民間投資を誘発するような投資スキームの構築も手法として考えられておりますから、計画を具体化する中では、村でも候補地の選定や用地の確保を通じまして、実現に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

この航空宇宙産業という話が出る前に、広域連合では長らく、デザイン系大学院大学をこの地域に誘致しようと、これからの世の中、第5次、ソサエティ5.0といわれていますが、第4次産業革命の時代になって、企画力ですとか、AIを活用した新たな産業を起こしていくという中で、デザインというのは幅広い分野なんですけど、これから避けては通れないというか、最も先端な分野を切り開くために必要だという議論はずっとされておまして、それが何か、また、それに対して投資をしてくれる学術機関があるか、民間機関があるかということを実際に探していかなきゃいけない時代なのかなあというふうに思っています。

これもできるだけアンテナを高くして、この地域にしかない特色のあるデザイン系大学院大学を創りたいという構想はまだ消えたわけではございませんので、村としても一生懸命関わりを持っていきたいなあというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 大変夢のあるお話もお伺いできました。

先ほど柿プロジェクトの話をしましたけれども、この村の中では、また新しい最先端技術を取り入れた農業を追究しようというような動きもあったり、いろんなそれぞれ新しい芽が出てきております。この伊那谷全体をそうした研究教育機関、「知」の誘致集積の地帯にしていくと、伊那谷まるごと大学というような中、その中で喬木村も一つの役割を果たしていくと。

先ほど村長さんも言われましたが、一つの村だけでこれをやるというのはとてもで

きないことをございますので、伊那谷全体というようなところで考えていく。先ほどリニアバレー構想ですか、そういうようなものと結びつけながら、今後、喬木の発展の方向の一つとして、そういった可能性を探っていただければありがたいかなというふうに考える次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問は終わりました。

◇ 通告2番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告2番、櫻井登君。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） おはようございます。議席番号4番、櫻井登でございます。

田んぼの稲の苗もだいぶ緑も濃くなりまして、非常に活気づいた今の田園風景が、多少ちょっと天気の不順もありますが、非常にさわやかであるという感じしております。

その農地につきまして、まず最初にお尋ねしたいと思います。

農地の相続関係でございますが、相続の未登記が農地への売買とか賃貸に影響はないかということでございますが、相続登記は個人の問題でございます。登記が未了の場合、例えば、数代に遡って登記の名義人が不明確となっておりますと、権利関係が複雑になるなどして、売買や賃貸借による担い手への農地の集約が困難になることが考えられます。また、遠方や海外への転居などで生死も確認できず、相続登記が未了になっていることなどもあり得ます。

農地の賃貸借による農地集積の大規模経営を目指す農家や企業に貸し出す場合にも、影響が及ぶものと考えられます。

さらに、将来的には三遠南信道開通に伴いまして、公共用地の取得などがある場合なども、相続登記が未了のままですと、時間を要したり困難なことも多いかと考えられます。

いずれの場合も、急を要す問題ではございませんが、現時点での本村における農地の相続未登記はどのような状況か、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） お尋ねの農地の相続未登記の状況については、把握しておりません。

村内の土地 5 万 4,000 筆のうち農地は 1 万 2,000 筆以上あり、相続未登記の農地について把握できかねます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4 番（櫻井 登） なかなか大変なことだと思います。もちろん相続登記が未了であるという場合、例えば、名義変更がされていなくても法的には問題ありませんが、そのままでは農地は売買できませんし、権利の移動が見込まれるときにも、先ほど申しましたように、時間を要したり困難なことも予想されます。個人の問題ということではございますが、農地集積への影響等、少なからず執行側にも関わることでございますので、相続登記を促進いただくというような機会も考えていただければと思います。

それでは、次に質問をさせていただきます。

農地転用の申請時の現地確認と許可条件付帯はどうかということでございます。

2 つ小問がございますが、関連性がありますので、2 つ質問をさせていただきます。

住宅等の明確な転用の申請ですが、転用の場合は、現地確認や転用許可をするについての特段転用目的に対する付帯要件は不要かと思いますが、農地転用申請がなされた場合、当該申請地の現状把握等の現地確認は行われているのかどうか、お尋ねします。

関連しまして、当該申請地の地形が周囲への影響を及ぼすこと、例えば、地すべり等ですが、これがないかとか、当該申請地の転用目的が恒久的な構造物などの申請の場合には、許可につき付帯条件を付すなどはあるのかどうか、併せてお聞きしたいと思います。

これに関しまして、具体的な例でございますが、辺地対策総合整備計画変更に上げられた事案としまして、上の原辺地に関する案件で、村道 52 号線改良事業、法面の崩落による、崩壊による改修工事でございますが、この例でございますが、議会で現地を視察した際に感じたことでございますが、工事が大変だとか、工期を長く要するのではないかとか、あるいは費用がかさむのではないかとか、このようなことを思ったものでございますので、農転の申請時点のときに、客観的な判断を的確に行っていたらどうか、あるいは費用がかさむのかどうか、このようなことを思いましたので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 櫻井議員に申し上げます。

一般質問は一問一答方式ということで決まっておりますので、以降は一問一答でお

願いたいというふうに思います。

2つの質問であります。答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） それでは、まず1点目にご質問いただきました、農地転用の申請があった場合、現状把握等の現地確認は行われているか、という点についてお答えさせていただきます。

農業委員もしくは農地利用最適化促進委員の地元委員及び事務局、それぞれにて現地確認を行っております。

続きまして、2点目にご質問がありました、農地転用の許可につき付帯条件を付することは可能か、というご質問をいただいております。こちらにつきまして、お答えさせていただきます。

農地法では、農地を転用する場合または農地を転用するために所有権等の権利を設定もしくは移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない、とされており、許可権者は長野県知事になります。

その上で、県の一般的な扱いについて申し上げますと、周辺への影響を及ぼすことがないかについては、許可権者である県は、申請時に他法令で調整されているかどうかで、許可するか不許可にするか判断するため、許可につき付帯条件を付することはありません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 私はそこら辺がよくわかっておりませんでしたので、よくわかりました。ありがとうございました。

次の質問でございますが、小学校でのプログラミング学習の導入前に懸案解消をということでございます。

前回もプログラミング学習につきましてはお聞きをしたわけでございますが、改めてまた質問をさせていただきます。

プログラミング学習が本格化する前の現在、既に民間のコンピュータ教室では、プログラミング学習の生徒募集等が始まっております。このような学校外でのパソコン環境を考えると、子どもたちの間に格差が生じるのではないかという懸念があります。

I C T教育の進んだ本村では、教育方針に基づき、I T自習室を開いてはどうかと

考えます。この実践には、学校教育の充実とか教育環境の整備が伴いますし、ICTに精通した地域住民との交流の促進も含まれるかと思えます。これらを考慮しますと、放課後児童対策の充実には、IT自習室が適するのではないのでしょうか。

また、こども学遊館事業計画のたかぎ土曜塾、こちらでの取り組みを考えますと、学習支援員の方、あるいは学習サポーターの方、そしてまた地域おこし協力隊の隊員の方などがおられますので、こちらでのIT自習室を開くことなども検討されてもよいのではないかと考えます。

さらに、中学生になれば、中学生を対象とするたかぎ未来カレッジ、こちらにおいて学習習慣の定着ということで自学コースの中には、宿題以外の自分の取り組みたいものに上級コースを設けるなどして、その取り組みも検討できるのではないかと考えられます。

ぜひIT自習室を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） まず、民間のプログラミング教室が開講したことによりまして、学校外でも学ぶ機会が増え、子どもたちの将来に格差が生まれるのではないかと、ということについてですけれども、この4月に飯田市内にプログラミング教室が開講したと聞いております。子どもたちが興味を持ったものに対し積極的に学習することは、コンピュータやプログラミングだけではなく、スポーツや音楽などほかにもさまざまな習い事をされている、技能が向上していくということと同じことでありますので、向上心のある児童の能力が伸びていくことは、とても素晴らしいことだと考えております。

IT自習室を開いてはどうか、とのご質問でありますけれども、現在、商工会・村内のIT企業・たかぎスポーツクラブ・教育委員会が連携しまして、総務省の補助事業であります「地域ICTクラブ」の申請を行っております。この地域ICTクラブですけれども、少年少女スポーツクラブを地域の方が指導をしておりますけれども、そういったものと同様でありまして、地域の方がICTの活用に関することを子どもたちに指導し、能力の向上を目指すことを目的に進んでおります。

いわゆるICTの活用やロボット操作など習い事を、地域の皆さんと一緒にやっていく事業になります。

現在申請中ですので、採択となった場合につきましては、この地域ICTクラブを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 今の答弁にございました申請が採択されることを祈りまして、そういった方面で子どもさんへのICTの学習はじめ多様化の学習ができればいいなど、そういう機会が増えてくればいいなというふうに感じました。

次の質問でございます。

プログラミング教育の関係でございますが、各教科目の中ではどのような指導をされていくのか、その取り組みを教えてくださいたいと思います。

例えば、国語ではとか、算数ではとか、理科ではとか、音楽や図画工作ではどうかというような教科目ごとに教えていただければと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 小学校の各教科の中でどのようにプログラミング教育を活用して指導するか、というご質問ですけれども、現在、想定されているものとして、国語では、プログラミングの3要素であります、「逐次実行」「条件判断」「繰り返し処理」をもとに、相手に正しく伝わる文章を作成すること、物語をプログラミングソフトで動作化して表現することというのがあります。

算数では、図の作成におきまして、数学的な思考とプログラミング的思考の関係やよさに気づくこと、グラフや図形、面積などを求める際に、入力の違いで動きが変化するシミュレーションを体験することが挙げられております。

理科では、電気製品にはプログラムが活用されておりまして、条件に応じて動作していることに気づく学び、実験や気象状況のシミュレーションを行うこと。

音楽では、音の長さや高さの組み合わせを行い、作曲・編曲など音楽を作る楽しさを学ぶこと。

それから図画工作では、デザインや絵画、表現しているものをプログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学びを行うことが想定されております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 教科目に適するプログラミングの論理的思考をわかりやすくご説明いただき、より一層の理解が深まりました。

次の質問でございます。

アスポの利用概況と課題はということでございます。

遊びにスポーツ、ボランティア、防災などの拠点施設として、住民の憩いの場、つどいの場、学習の場である多機能型施設の利用が、昨年4月にオープンして以来、1年余りが過ぎました。

先月23日には、高森町議会と喬木村議会の交流研修会が行われまして、両議会議員がアスポの視察をいたしました。高森町議会の議員の皆さんの声で、いい施設ができたねとか、アスポコートはどのように利用するのか、というお言葉をお聞きいたしました。

村民の方々はじめ、利用者の利用状況の様子、それから活動上の課題など、この1年間を通じてどのようなことがありましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 多機能型施設「みんなの広場アスポ」がオープンしてから1年2カ月が経過しました。

今年の3月15日に多機能型施設運営協議会を開催しまして、平成30年度の事業の検証と今後の対応につきまして検討しております。

アスポには、会議室・スタジオ・アスポコートがありまして、ほぼ毎日多くの村内外の皆さんが利用していただいております。また、コミュニティスペースでは、さまざまな年代の皆さんが集える憩いの場として定着してまいりました。

アスポには、ボランティアセンターとスポーツクラブの職員が常駐しておりますが、ボランティアセンターでは2名の職員が常駐しまして、ボランティアの皆さんの相談、活動支援、育成を行っています。昨年1年間で174件の相談があったと聞いております。

ボランティアの皆さんが気軽に集える場所として活用されておりました、情報交換や情報発信がしやすくなったと聞いております。

課題としましては、相談室がないため、個別に相談に来られたときにプライバシーが守られないといったご意見もいただいております。相談事業につきましては、社会福祉協議会の事務所を使用して対応していただいているとのことであります。

スポーツクラブにつきましては、昨年の会員数が 520 人となりまして、前年よりも 118 人増加しております。テニス、フットサル、ランニングなどそういったスポーツや、ヨガや健康体操などさまざまな教室を行っております。

アスポが建設されたことで、会員が集える場所ができ、交流も盛んになりました。

今後は、大人を中心に、さらに会員数や利用者数を増やしていき、滞在時間を増やせるような空間づくりを行っていきたいというふうに考えております。

今後も、多機能型施設運営協議会を定期的を開催しまして、事業の検証と今後の事業展開につきまして、検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4 番（櫻井 登） ただいま答弁いただきまして、非常に活動的な内容であり、また、利用者の方も大変増えておられるし、また、相談件数等も 174 件という結構大きな数字ではないかなというふうに思いました。

村内外の利用者も大勢、村外の利用者も大変大勢おられるようですし、人気のある施設ということでございますので、また今の答弁にございましたように、ますます充実した利用度の高い施設にしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問は終わりました。

◇ 通告 3 番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告 3 番、東原靖雄君。

東原靖雄君。

○6 番（東原靖雄） 議席番号 6 番、東原靖雄。

質問の前に、先日 6 月 12 日、雹の被害、伊久間原、私も自分の耕作しているものもあり、見たとこ、雹の被害に遭ったりんご・梨・レタス、目の前で見てまいりました。役場の調査では、減収、販売不能ということで、被害にあいました関係所有者の方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

三遠自動車道、飯喬道路 3 工区 7 号橋直下にある二日洞簡易水道の水源池の安全対策はされているか。

このことは、国土交通省飯田国道事務所の管轄で、平成 26 年 10 月に地元の説明さ

れていますが、村としての受け止め方、そのチェック体制をお聞きします。

現在、三遠南信自動車道は、今定例会本会議のあいさつにおいて、市瀬村長のあいさつにおいて、本村においては飯喬道路3工区に入り、本線工事4箇所、工事用道路工事5箇所が着工されています。本年度中にさらに本線工事4箇所、道路工事6箇所が発注される予定になっております。

そこで、三遠南信自動車道3工区、二日洞工事用道路において、運搬車両の油また野生動物の糞尿等の汚染対策はということで、この工事用道路は非常に長い距離であります。というのは、本線の三遠南信道が、あの河川の非常に高いところを通り、運搬車両の勾配等により、本線を行って上流へ行って戻って来るといったような工事用道路で非常に長いので、2つに分けて質問、それぞれ質問させていただくと同時に、完成後の道路の排水、橋梁の排水等があの二日洞に流れないような策等をお聞きしたいと思っております。

まず、1点目に、工事用道路の道路部分の約430メートルは、道路左側河川の二日洞水源池の河川になります。その汚染対策はどのようにされているか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 二日洞水源につきましては、平成26年に二日洞南部簡易水道取水保全対策検討委員会を開催し、ご協議いただいた汚染対策を地元で説明するとともに、それを実施しながら工事を進めているところです。

検討委員会は、村の関係部局、飯田国道事務所、小川区、富田区、大和地区、氏乗区の代表の方で構成をされておまして、東原議員も当時、区の役員としてご出席いただき、内容をご理解いただいた上で対応策をご協議いただいたところです。

工事用道路での水源に配慮した対策としましては、工事用道路の横断勾配を山側への下り勾配とし、山側路肩に側溝を設置することで、工事用道路上の雨水を沢に流さない構造となっています。

また、防護柵を設置し、工事用車両が誤って沢に転落しないようにしています。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） もう1つの道路として、ずっと今の道路上流に、空中を走る仮橋部分があります。そこへの汚水、冬季の凍結防止剤等の汚染、また、集中豪雨での流出対

策はどうかされますか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 仮設橋部分には、防水マット・防水シートを敷設し、覆い工板の隙間からの漏水を防ぐような構造になっております。

また、道路部分と同じように防護柵を設置し、工事用車両が沢に転落しないよう対策が図られています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今の道路についても、下流流末には濁水処理をして小川川へ放流するというふうになっています。また、そうした水質のことも流末の方でやるということになっていますので、ぜひその辺のチェック体制をお願いしたいというふうに思います。

次に、将来、三遠南信自動車道が開通されたとき、喬木インターより下流、トンネル内湧き水、路面排水、また、橋梁の路面排水はどのように処理を行っていきますか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 開通後の二日洞水源への配慮としては、本線の路面排水とトンネル内の湧水とを分離処理することとしております。

路面排水は、トンネル及び橋梁に添架した排水管にて、下流の後沢まで導水し処理をすることで、二日洞に流さない計画としています。

一方、トンネル内の湧水は、自然の地下水であるため、二日洞に流す計画としています。

飯田国道事務所では、工事中及び開通後に二日洞の取水に問題が生じないよう、流量及び水質のモニタリング調査を毎月実施しております。調査結果も公表されており、検討委員会の4区の区長さんにも結果を報告しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今3点が対策としての国土交通省と確認したわけでありますけど、い

ずれにしても、長い期間、10年という期間であります。やはりその間には、突発的な災害あるいは集中豪雨、いつ起きるかわからない夏場においては、ということが考えられます。ぜひ先ほどと同じ、濁水監視と同じよう関心を、チェック体制あるいは汚水の管理をお願いしたいというふうに思います。

2つ目として、水源池の利用区域は、南部地区、小川地区、村では今後、汚染対策、汚染の安全対策として、水源堰堤を現在より上流に移動することを計画されております。

現在、水源の流域面積は177ヘクタールとされているが、水源堰堤を約500メートル上流となると、その流域面積は今の約1割、17ヘクタールが少なくなっておりまゝす。渇水期の水量の減少したとき、利用者は、現在2,400人、1日配水量530立方メートルの水量を確保できますか、確認のため、お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 現在、二日洞の浄水場の方では、取水量に関する協定を結んでおりまして、その結果、上限700立米ということで取水の方の管理をしておりますけれども、この処理場につきましては、それ以上の能力も持っている処理場がございます。ですので、ご質問のように、もし1割、17ヘクタールほど集水面積が減った場合でも、そこら辺の必要量については確保できると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 水量の確保されておるといふ答弁であり、ぜひ、それであるということがわかりました。

先ほど言ったように、10年の間隔、工事期間があるということで、いつ汚水あるいはそうした水源が、最悪の場合、不足するといった場合、小川の本線より今の水源池へ確保するというふうに言われております。ぜひそうしたときには、前もって水質検査、もちろん流量は充分余るほどもちろんありますので、そうしたものを安全な配給をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

◇ 通告4番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告4番、下平貢君。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢です。

まずはじめに、先日の降雹によります農作物の被害に対しまして、同業者としましても心痛むところでございます。改めてお見舞いを申し上げます。

私からは、消防団の課題と今後の組織のあり方について、質問をいたします。

まずはじめに、本年また年度当初に入りまして、当村におきましては、大きな火災が続いてしまいました。被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げますとともに、消火活動に尽力されました地元をはじめ関係機関の皆様に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、火災の多くは、天災は希でありまして、必ず人的要因と二次的要因があります。火災を出したくて出している人はいないと信じております。必ずそうなった原因があるわけですので、どうしてそうってしまったのか、しっかりと検証をし、情報を共有することで、同じような火災を出さない努力が必要だと思えます。決して当事者だけの問題だということなく、明日は我が身という気持ちで、住民一人一人が注意していくことが大切だと感じておるところでございます。

そこで、大島で起きた火災、氏乗で起きた火災の原因をどのように検証しているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 今年の火災状況につきましては、大島で建物火災が2件、氏乗で林野火災が1件発生しており、合計3件という状況になっております。

原因につきましては、1月の建物火災は、深夜における空き家からの出火で、原因は不明となっております。5月の建物火災につきましては、風呂釜からの引火と把握しております。

また、林野火災につきましては、屋外での剪定枝の焼却によるものになります。

原因のわかっている2件の火災につきましては、乾燥注意報や火災気象通報の発令時のもので、原因につきましては、人為的要素が強いと考えられておりまして、予防活動によりまして防げるものと認識をしております。

予防活動については、消防団に担っていただく比重が非常に大きいわけですが

も、いま団員の減少の中では、さらなる強化の負担増につながるということになりますので、今後、団員の減少下でどのように予防活動していくかについて、効果的な方法を検討する必要があると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 原因をしっかりと把握し、はっきりさせることによりまして、今後注意しなければならないことは何なのか、しっかりと地域住民に公開をし、予防消防に努めていくことが大切だと感じております。

関連したことでありますが、それぞれの消火に要した時間、また、鎮火から解散までの時間、そして出動人員について、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 1月の建物火災におきましては、午前2時12分に覚知し、午前4時24分に鎮火しましたので、鎮火には約2時間。その後、残火処理等を経て午前7時に解散していますので、鎮火から解散までは約2時間半を要しまして、88名の消防団員が出動しております。

次に、4月の林野火災におきましては、午前10時9分に覚知、翌日午前9時30分に鎮火しましたので、消火には23時間強。その後、午前9時40分に解散しておりますので、鎮火から解散までの時間は10分程度となっております。出動人員につきましては、2日間延べ消防団106名、広域消防95名のほか、自衛隊の出動もお願いしております。

5月の建物火災におきましては、午後3時8分に覚知、午後6時に鎮火しましたので、消火には3時間弱。その後、午後6時30分にいったん解散の後、午前0時30分まで第1分団の警戒を続け、翌日も午前9時から残火確認の対応をしておりますので、全体の解散までは鎮火後約7時間を要しております。2日間で延べ96名の団員が出動しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） いま申し上げられましたとおり、消防団員の拘束時間が大変長いという状況でございます。

このような火災、いくつかの課題が挙げられると思います。

まず1つ目は、どちらの地域も山間部ということもありまして、主要路線となる道路も1本しかない。しかも狭い状況の中で、消防車両はもとより、駆けつけた一般車両によりまして交通障害が起きていたことが、本来の消火活動にまで影響をしていたと感じております。

また、水利が厳しかったことも確認をしております。

いずれの火災も、想像以上に大きな火災となってしまったこともありまして、消火栓や消火槽の域を超えていたり自然水利から遠かったりと、水の便が非常に悪かったことが、消火に手間取った結果となったと思います。

今回の経験を機に、当該地域のみならず、ほかの地域でも、もう一度火災発生時の対応の仕方を見直したり、資機材の点検を行ったりすることが大切だと感じました。

もう1つは、今回のような大きな火災になりますと、地元はもとより、関係機関や消防団員の拘束時間が非常に長くなります。特に消防団につきましては、自分の仕事を持ちながら、または地域活動の最中での活動ということもありまして、1日から2日にわたる活動の団員個々に与える負担は非常に大きいものであると思います。

必要不可欠な活動ではありますが、住民一丸となってフォローできるような自主防災組織とのさらなる連携なども考えていかなければならないと感じているところであります。

続きまして、消防団員確保について、質問をします。

まずはじめに、団員減少についてですが、この問題は当村のみならず、全国規模の課題だとは思いますが、当村としての要因をどのようにとらえているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 団員の減少、なり手不足の要因につきましては、社会的要因や若者の考え方の変化等があると考えております。

具体的にいくつか申し上げますと、まず、村全体の人口減少と高齢化に伴い、入団対象となる適齢者人口の減少が挙げられます。

また、日曜日等の休日や夜間といった消防団の訓練活動時間帯が勤務の時間にあたるといった、働き方を要因とするものが挙げられます。

住民の地域社会への帰属意識変化による地域活動への関心低下を要因とするものも挙げられます。

休日や夜間に行う訓練など、消防団活動への負担感もあります。

さらに、子どもを消防団へ入団させることに対する親世代の意識変化等も、その要因と考えているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいま答弁ありましたように、なり手不足というよりは、対象年齢における対象者の減少、私どもの現役の頃も感じてはいましたけれども、現在の状況はその比ではありません。対象者の分母が激減している上に、多様化してきた職業構成からしても、現実を受け止めまして、皆が協働していく組織づくりが必要だと感じます。

そこで、自治組織においても、消防に限らず、多方面にわたりなり手不足、人員不足の状況は否めない事実ではありますが、地域との協働で消防の組織づくりの必要性を感じておりますが、村としてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 消防団のなり手不足の問題につきましては、ご承知のとおり、深刻な問題となっております。

33歳までの基本団員が地区内にいなくなってしまったという加々須地区、大島地区に昨年度から、また、同様に寺の前地区につきましては、今年度から地域内の火災出動を任務として、かつて消防団活動の経験のある方を任命する機能別地域団員を配置をしているところでございます。

基本団員対象年齢の方がいる地区においても、なり手不足は深刻となっております。団の方では、毎年対象者を把握しまして、各班ごとに勧誘活動を行っていただいておりますけれども、対象者がどの地域でも減少していることに加えまして、ご家族の理解が得られず、ご本人に会えないというケースがあるなど、厳しい状況となっております。団員のみ勧誘ではもう限界に達してきているというふうに認識をしております。

現在、それぞれの区会、自治会におかれまして、交付金や補助金の支給をいただくなど、消防団に格別のご協力をいただきまして、ほんとに改めて感謝を申し上げたいというふうに思っておりますが、併せて、団員確保の観点からもご協力をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

今年度は、先日の区会連絡会におきまして、各自治会ごとに団員の確保要請人数の目標を設定をさせていただいて、それをお示しをしたところでございます。これは、各自治会にいらっしゃる対象年齢を村の方から提示をさせていただきまして、これに対して何名の方はぜひ消防団に入っていたきたいと、各自治会ごとの目標人数を示したところでございます。

各自治会におかれましては、ぜひ地域の消防団員確保について、さらなるご理解とご協力をお願いするとともに、村としましても、自主防衛組織の要となる組織になりますので、何としても団員の減少に歯止めをかけたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私は、私も同感でございますが、消防団員確保に向きましては、やはり地域の重要なマンパワーの一つだという位置づけからしても、地域でもって守り育てていく意識改革が必要だと感じます。地域みんなで支えていく組織に、地域でフォローし合える環境づくりが大切だというふうに考えております。その上でしっかりと活躍をしてもらえる、そういった体制づくりが重要だというふうに思っております。

さて、このように団員確保が非常に難しい時代にあって、団員の負担も、我々の時代とは比べものにならないくらい重くなってきているように感じます。負担軽減に向けてさまざまな施策を講じていかなければならないとは思いますが、これといった得策が見出せていないのも現状かと思えます。

そこで、今回のように、火災出動の災害出動にあたっては、団員個々への出動手当の直接支払制度の検討が必要な時期を迎えたのではないかと感じますが、村としてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 消防団員への交付金支給につきましては、定額の年額報酬に加えまして、訓練出動に際しまして、規定額の支給を行っております。現状、火災等災害発生時の出動については、無支給となっております。

飯田下伊那管内の交付金支給状況につきまして、南信州地域振興局に確認をいたしましたところ、下條村を除いては、すべて当村と同様に、火災等の災害出動に対する交付金の支給は行っていないということのようです。

下條村は、定年が 50 近いということになりますので、ほぼ地域住民が消防団員ということになりますので、直接支払いの方法もあるのかなあというふうに感じておりますけれども。

消防団員の負担が多いというのは、非常に大きいということは認識をしておりますが、災害時の出動に対する直接支払いということになりますと、何時から何時までというような人員の把握が非常に困難であること、あるいは常に地域の災害については、地元の皆様に大変なご協力をいただいておりますので、一般の方の災害活動との均衡をどうやって図ったらいいいのかという問題、あるいは財政事情もございますし、火災などで交付金をもし支払うということになりますと、火災原因者から費用を徴収することも検討しなければいけないというようなこともありまして、現段階においては、非常に難しいなというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2 番（下平 貢） 確におっしゃるとおりでございまして、直接支払いというのはいろんな課題を持っておるといふふうには感じておるところであります。

昨年からは義務金廃止によりまして、各地区からも消防協力費としての活動費の一部を応援をいただいている態勢が整いつつあります。

団運営に対しましては、村としても既に相応の費用負担、いま回答いただいたとおりでありまして、費用負担をしていただいているものと承知はしております。また、お金の使い方は、慣例によりまして団の自主性に任されていることも承知をしております。

しかしながら、団員個々の活動には、個々の環境の違いから、決して一律平等ではないような気もしております。

したがって、せめて突発的に起きる災害に対する出動には、個々に対しまして何らかの手当があってもよいような感じはしております。ご一考いただければと思うところでございます。

さて、消防団の活動の中で恒例となっております操法の訓練が始まっております。今年も 6 月 23 日に村の大会が行われます。そうした中、新聞報道でも上げられましたが、辰野町消防団が、町の大会の中止を決定をいたしました。そうした動きが、飯伊消防協会や県下各地の消防団への影響がどのように出ているのか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 南信州地域振興局にあります飯伊消防協会の事務局に確認をしたところ、協会としては、特段の影響は感じてないとのことでした。

県下各地への影響については、辰野町に加えまして、同じ上伊那郡の箕輪町で操法の大会を中止するとお聞きしております。

喬木村消防団に対しては、県の協会の方から、操法大会を行わないようにとか、そのような要請を受けた経過はありませんので、村、また村の消防団においては、影響を感じた場面はありませんでしたが、消防団活動について、改めて見つめ直す機会にはなっているなど感じております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 今のところ、活動に影響が出ていないものというふうにとらえております。

しかしながら、操法への取り組みが確かに団員への負担になっていることは、私も、自身の経験からしても理解をしております。

そこで、喬木村消防団並びに喬木村として、今後の操法大会に向けた考え方をどのようにお考えかをお伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 辰野町消防団において操法大会を実施しない旨の新聞報道がありました2月5日の後、2月18日に開催しました消防委員会において、この件について、村それから消防団のあり方について、意見交換を行っております。

結論から申しますと、喬木村消防団では、操法大会は継続して開催していくこととなったところであります。

辰野町では、早朝から相当な長期間訓練を行うことや、また仕事を辞めて操法に没頭する団員もいる等、操法に対する相当な過熱があったとのことで、喬木村とは少し事情が異なっているということのようです。

しかし、操法大会を中止した背景にある団員の負担軽減に関しては、団活動を担う若者が活動しやすい環境づくりの必要性という観点で、喬木村においても同様の課題があるなど認識はしております。

当時の新聞報道によりますと、長時間にわたる、また長期間の訓練が課題となっていましたので、各班の自主性を尊重しながらも、団全体で訓練の方法に工夫を加える等することで対応していきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 操法大会につきましては、辰野町の決断は、ある意味、操法に対する疑問を唱える今の若い世代のみならず、経験をしてまいりました我々の世代へも一石を投じたものと感じております。

操法は、機関の操作技術の向上のための基礎となるばかりではなく、安全確保や有事の際の指揮命令系の根幹となるものと、私はとらえております。

有事の際に、個人としての役割、そして団体としての一連の活動が迅速かつ安全に行われるためには、操法という訓練を通じて養われていくものだと思っておるところであります。

そうした操法の意義を、団員のみならず住民の皆さんにも充分理解をしていただく必要があると考えますが、村としてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご指摘をいただきましたとおり、操法訓練というのは、消防団活動にとって根幹となる消火機関に対する操作熟練に不可欠なものであるとともに、一連の操作におきまして、規律、指揮系統等、消防団員が身につける行動動作が身につくこと。効率よく消火活動にあたるためには、必須のものだというふうには認識しておりますし、何よりも消火活動を安全に行うため、事故を防ぐためにも、機械の習熟度を上げるということは必要だというふうに思っています。

これら重要な操作等の習熟のために訓練された技術は、実際の火災現場におきましてその成果を示すこととなりますが、そうした場面というのは、実はそんなに頻繁に起きるものではないというふうに思っております。そのため、一般の住民の方には、操法の意義というのが伝わりにくい側面もあるのかなというふうには感じております。

消防技術の向上と士気を高めることを目的に開催をいたします操法大会につきましては、これらの訓練の成果をぜひ村の皆様にごらんをいただいたり、情報誌やいちごチャンネルで大会の様子等をお知らせすることで、広く一般の方々に、この消防団は何をやっているんだという活動の意義を伝えていきたいというふうに思っているとこ

ろでございます。

また、昨年から、消防団女性班におきましても、団活動をより一層住民の方に向けてもらうことを目的にさまざまな広報活動を行っておりまして、取り組みを展開をさせていただいております。

いずれにしましても、消防団の皆さんがこの地域を守るためにやっている訓練なんだ、これは何のためにやっているんだという目的意識を、住民の皆様につつがなくお伝えするために、村は一生懸命努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私も操法の重要性また大切さは、身をもって痛感しておるところでありますので、今後とも大切な訓練の一つだというふうに感じております。

操法大会が必要だとか、必要でないという論議は全国的にも広がっておりますし、辰野町の判断の可否につきましては、実際のところ、判断が難しいというふうに感じております。時間の経過とともに判断されるものとは思いますが。

操法大会自身は、消防団自身の判断に任せたいところではありますが、私個人的には、時代に合った方法、手法があつてよいものと思っておりますし、喬木村独自の方法があつてもよいと考えます。所期の目的を逸脱しない判断に期待をしております。

続きまして、地域防災力強化のための当村における今後の消防団のあり方について、質問をさせていただきます。

はじめに、昨年から、三分団制から二分団制へと団の編制を変更いたしました。二分団制への効果を現時点でどのように検証しているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 昨年度から、富田、大和知及び氏乗地区を管轄としていた旧第3分団と、小川及び伊久間地区を管轄していた旧第2分団を統合し、新生の第2分団として運営をしております。

当初は、旧分団ごとの行事や慣習がおろそかにならないかも懸念をしておりましたが、消防団の方が行った調査によりまして、「他班と交流ができて、分団での団結力が高まった」ですとか、「今まで関わりが訓練しかなかったが、関わるが増え、他班のよさを知ることができた」、また、「あまり変わった実感はなくて、不都合は感じていない」というような肯定的な意見が寄せられておりまして、統合自体の課題は

生じていないと認識をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 団の中での混乱はなく、問題なく運用されているものと判断をさせていただきますが、第1分団につきましては、大島・加々須地区においては、OB団員を中心とした機能別地域団員が置かれました。本年度につきましては、寺の前地区が同様に機能別地域団員を置くこととなりました。また、第2分団につきましては、旧第2分団、地域でいえば小川・伊久間と旧第3分団、富田・大和知・氏乗が一緒になりまして、広域を管轄することとなりました。

そこで、それぞれの地域と消防団の連携が充分にとれているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 地域との直接的な結びつきは、分団というよりは各地区の班の方が強いというところでありますけれども、分団としましても、地域に関わる模擬火災訓練等の場面においては、実施地域の偏りが無いよう、各地域と調整を行うなど、統合分団内の地区への不均衡がないよう配慮した運営に心がけていると聞いております。

また、関係地区の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、さらに団本部役員の尽力もあり、連携は充分にとれていると、いま現在認識しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 地域防災におきましては、地域とそれから消防団のつながりは非常に重要だと思っております。今後とも連携を密にお願いをしたいところであります。

総務省消防庁から出されました消防団員の確保等に関する検討会の報告によりますと、消防団の役割の多様化というものが述べられておりまして、非常備の消防機関である消防団は、地域密着性、それから要員動員力、即時対応力といった特性を生かしながら、発災時には消火活動、警戒活動、救済活動などを行うとともに、平時においても、火災予防啓発や住民への教育等も担っていると述べられております。

また、こうした中で、近年、地震・台風・集中豪雨などの多様な災害の多発や大規模地震・津波の甚大な被害とそれらに伴う避難の長期化、台風や局地的な大雨などによる風水害の激化等、災害が多様化し大規模化していると述べられております。

こうした大規模災害時には、地域に密着した消防団は、従来の消火、救助活動に加えて、避難誘導や安否確認等、多様な役割が求められるようになってきたというふう

に述べられております。

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、多様化、増加してきている役割に対応するためには、消防団のみならず、自主防災組織を含めて地域防災体制の強化を図ることが求められますが、とりわけ消防団につきましては、地域防災体制の中核として、消防団の確保と質の向上を通じて、その災害対応能力の向上を図ることが必要であると報告されております。

また、そうした状況において、消防団員数は減少しておりまして、平成2年には全国で100万人を割り込みまして、平成29年には85万人を割り込んでおるとい、それと呼応しまして、平成29年には機能別団員制度を導入した自治体が400団体、1万9,000人を数えながら、基本団員は減少傾向が続いていると記されております。

当村においても同様の減少が続いておりまして、基本団員が減り、機能別団員が増えるという状況になってきておりますが、今後、ますます人口減少が続く社会にありまして、持続可能な消防組織の編制についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 平成29年第2回定例会一般質問におきまして、佐藤議員から、消防団の減少に伴う今後の団員確保について、村の対応が質されまして、村としまして、団員定数の検討を行うことが先決である旨、答弁をさせていただきました。

平成30年2月に開催をいたしました消防委員会におきまして、基本団員の減少を見据えつつ、「消防団員の定数としては現状の条例定数180名が適当である」とする村の方針案を示した上で、委員にご協議をいただきまして、定数180名とすることと、再度確認をさせていただきました。

基本団員の確保を大前提とした上で、これら経緯を踏まえながら、例えば、33歳で一斉に退団するのではなく、部長、副分団長、分団長と、階級ごとに退団年齢を異なる制度にする運用を図ることや、33歳で退団する現状の定年制を改め、これを班別の定数制にすることで団員数の維持を図ることなど、180名という団員をどのように維持していくかについて、引き続いてあり方を検討していきたいというふうにご考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私も、今の答弁のとおり、いろんな場面からいろんなことを想定しながら、団員の確保に努めていかなければならないというふうに感じております。

また、地域における基本団員の掘り起こしは必要だというふうに考えておりますが、先日の、先ほど申し上げましたとおり、限界も生じてきていると感じております。

さらなる機能別地域団員の編制と自主防災組織強化が望ましいのではないかとこのように感じております。

そうしたことから考えますと、昨年、二分団制に編成したばかりではありますが、今後の人口減少を考えますと、一分団制も考えなければならない時期が、近い将来くるのではないかと感じておりますが、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 消防団における管轄区域は、喬木村消防団の設置に関する条例第2条において、村内全域とされておりまして、現状の分団区域は、消防団規則において区分けをされているものの、村内で火災が発生した場合等につきましては、全分団全班で対応していることから、一つの分団に統合することも可能ではあるというふうには思っております。

しかしながら、当村の地理的要件、また指揮をする上で、二分団制が適当で考えておるわけですが、これは火災とは違って、先ほどから出ております自然災害で考えてみますと、風水害の災害の被災が、どうしても水系ごとに被害が甚大になるということもございまして、阿島の方の加々須川水系と氏乗から流れる小川川水系、それぞれ2地域の事情を熟知した指導者が、その分団がこの管轄にあたるということが望ましい姿なのかなあというふうに思っております。その上で団長が割り振りをするという最低でも二分団制は何とか維持をしていきたいなと、私は考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私も同感であります。まだまだ一分団制という組織につきましては、まだ時期尚早なのかな。また、地域とのつながりをきちんとつくった上での組織であるべきだというふうに考えております。やはりこれからは、少数とはいえ、自分たち

の地域は自分たちで守るんだという崇高な精神を持った若者を、地域の中で着実に育てていくことが、近い将来起こるであろう大規模災害に備える第一歩ではないかと感じております。また、各地域の防災設備、充実した資機材の整備が必要だとも感じております。

そこで、少数精鋭部隊を編制して、報酬もある程度補償する中でしっかりと活動をいただくこと、地域のリーダーとしての人格形成の場として、消防団を位置づけていくことも大切ではないかと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 消防団員は、消防活動等災害時に地域を守る活動を通しまして、地域を担う重要な人材として位置づけられているものと認識をしております。そういった観点からも、消防団で活動するということは、地域そしてひいては村にとって、将来的にこの村を担っていただける中心的な人材を育てる貴重な組織であるというふうに思っております。

各地域におきましても、団員確保にご協力をいただいているところではございますけれども、村・消防団としては、訓練を通じまして必要な知識、技術の習得を団員に提供することを重要課題としておりますが、そうすることによりまして、各地域に入っても、消防団員の人間が地域のリーダーとして、これから将来を引っ張っていってくれるんじゃないかなという期待も込めているところでございます。

なお、議員からご提案をいただきました補償面を充実させた少数精鋭部隊の編制につきましても、常備消防の方に1億円近い負担金を払ってお願いをしておりますので、なかなか村単独で持つことは難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 人口減少社会が加速的に進んでいるというふうに思っております。消防に限らず、地域社会において、自治組織のスリム化は今後大きな課題となると思っております。今のままの組織をこのまま維持するとすれば、今後、人口が減っていくわけですから、今でさえ一人が二役も三役も受け持っているわけで、今後、否応なしに一人で四役も五役も受け持たなければならない時代がすぐそこに来ているというふうに感じております。

地域を挙げて、今後の自治組織のあり方についても検討できるような環境づくりが

急務ではないかというふうに感じております。

以上申し添えまして、私の質問を閉じます。

○議長（下岡幸文） 以上で下平議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休息といたします。

再開を午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告5番 福澤 真理子 ◇

○議長（下岡幸文） 通告5番、福澤真理子君。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 議席番号3番、福澤真理子です。お願いします。

はじめに、子どもを巡る事故や子どもの虐待など、子どもの安全、安心が脅かされるような痛ましい事件が後を絶たず、何をしていけばいいのかと焦りにも似た気持ちで毎日を過ごしています。

今回は、要保護及び準要保護児童生徒援助費における給食費の実費支給はできないか、お尋ねしたいと思います。

要保護及び準要保護児童生徒援助費における給食費の実費支給を改めてお考えいただきたいと思います。

長野県では、平成29年8月に、子どもと子育て世代の生活状況などに関する、子どもと子育て世代家庭の実態調査を、子ども本人とその保護者を対象に実施しました。

子どもの世帯の生活困難度について、1つ、低所得であること。2つ、家計のひっ迫、電話・電気・ガス・水道などの公共料金、家賃、食料、衣類の購入などについて、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合。3つ目に、子どもの体験や所有物の欠如。以上の3つの要素の回答状況から区分をして、2つ以上の要素に該当する家庭を困窮家庭、1つの要素に該当する家庭を周辺家庭と分類されたとしています。

困窮家庭と周辺家族、家庭を合わせて生活困難家庭と認定しました。

生活困難度は、一般家庭が 59.9%、およそ 6 割です。周辺家庭が 15.2%、困窮家庭が 9.3%という結果でした。24.5%、約 4 分の 1 近くの家庭が困難を抱えている状況だと言ってよいと思います。

生活困難度の地域別では、北信地域でやや高く、飯伊地域がとりわけ困窮家庭が多いという結果ではありませんが、周辺家庭 16.4%、生活困窮家庭 11.5%と、いずれも県全体より多くなっています。

希望する支援サービスとして、全体でも、子どもの就学に係る費用の軽減が 42.7%と最も高い。生活困難度別では、困窮家庭で 54.2%とさらに多くなっています。

教育、子育ての費用負担感では、母子世帯 2 世代で、給食費弁当代、学級費・教材費などの学校徴収金、修学旅行などの積み立て、制服・靴・鞆など学校指定用品が全体の割合を上回っているという結果でした。

就学援助等で就学費用は、困窮家庭の 58.4%が十分に賄えていないと回答しているとのことです。

厚生労働省の調査でも、子どもの貧困は 7 人に 1 人に上るといい、文部科学省の調査 2015 年では、就学援助の支給を受けている児童生徒は 15.23%、6 人に 1 人に上るといわれています。

貧困により栄養バランスの悪い食事を続けたり、勉強するためのお金や時間がなかったりして、健康や学力などにも影響すると指摘をされています。

先の調査について、昨年 4 月 18 日付の信濃毎日新聞で取り上げられておりました。

困窮層と分類した世帯の子どもの 16%が、自分の健康状態を、健康状態をよくないと回答しているということです。全体平均の 2 倍に上ります。食事内容についても問題があるというように報じていました。家でも食事はすると言われる方もありますが、十分に必要な栄養が取れる食事ができているかは疑問に思います。

調査の中で、子ども本人の回答から、食事は 2 食しか食べたことがないという回答をする子どももいたそうです。

全額を援助しているある自治体では、せめて 1 食でもきちんと食べて生きてほしいと考えていると言われているそうです。

みんな生活が大変で、公平性を欠くとか、新たな不平等を生むなど言われる向きもありますが、余裕があって生活できている人は少なく、何らかのアクシデントがあれば、生活の困難は誰にも起こり得ることだと考えます。

今年の1月17日付信濃毎日新聞に、小児医療現場で、経済的に困っている家庭を支援するため、職員に衣類や学用品、お米などの提供を呼びかけ、受診の際、渡したり、家庭を回って届けたりしているという病院の取り組みが紹介されていました。

さまざまな団体が食の支援に取り組むなど、助け合いが広がっていると思いますが、子育て支援、村ができる大きな支援として、せめて就学援助を認定している児童生徒の皆さんの給食費の実費の支給は、援助はできないものでしょうか。改めてお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 給食費に対する補助についての質問は、これまでも平成28年12月、29年6月と12月、平成30年9月定例会一般質問についても、同様の趣旨のご質問をいただき、答弁をさせていただいているところでございます。

要・準要保護児童生徒援助費における給食費の実費支給については、以前、後藤澄壽議員からもご質問をいただいているところでございます。

その際に、「要・準要保護児童生徒援助費の対象とならないご家庭の中にも、日々の生活を心配されている方もいらっしゃるものが考えられますので、給食費の全額補助をすることについての公平性にも着目しなければならないと感じている」と答弁をさせていただきました。

実は、要保護児童生徒援助費については、給食費は全額支給となっておりますが、こちらについては、財産、所得、養育費、親からの援助等大変厳しい資格審査をさせる、して認定されるということになりまして、もし仮に、この要保護世帯と準要保護世帯を同じ扱いの無償化にするということになりますと、私的には、準要保護世帯に対しても、要保護世帯のような資格審査が必要になると考えますと、今もこれは申請主義でございますので、申請を躊躇しちゃうような家庭が増えてしまうのではないかと、かえって懸念をしているところでございます。

また、支援の対象となっている方の中で、これまで給食費の納入が滞っているご家庭というのは、喬木村にはございませんし、給食費の納入に対するお問い合わせ等もいただいたことはございません。

これらのことを踏まえまして、要・準要保護世帯の給食費補助率は、現段階では現行の6割補助ということにさせていただいておりますが、この6割補助と申しますのは、食材費の6割ということになりますので、調理に係る水光熱費、調理師の賃金、

あるいは施設の維持費等は、全額村費でみているところになります。

加えまして、年額 100 万円の食材費を村単で給食費に投入をしておりますので、実際には保護者の負担は 1 割にも満たないというふうに思っています。

そうした中で、1 食当たり 108 円の給食費がほんとに負担できないかどうかというのは、また議論の分かれるところかなというふうに思っております、村としては、子育て支援のために給食に係わる費用の 9 割近くを村でみているんだよという実態を強くお知らせをしたいなあというふうに思っているところでございます。

村の方針は、これはもう先ほど申しましたとおり、何度も何度もご説明を申し上げておりますので、これを変えようということになりましたら、もちろんこちらからご提案をさせていただきますが、これも前回の質問で答弁をさせていただきましたが、要・準要保護児童生徒援助費の対象の方の給食費について、全額実費支給をしろということであれば、議員の皆様の中でご検討をいただきまして、議会の方針として無償化を推進していくということにさせていただければ、それを提言として受け止め、村では再度検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3 番（福澤真理子） 次の（1）の①の中で、このごろの貧困は、昔のようにいかにも困っているという形が見えないというふうにいわれておりました、全額支給をしている自治体もありまして、例えば、8 割支給というようになっている自治体もあります。どこに財源を求めるか、いま答えは持ち合わせておりませんが、この負担ができないほどの財政力とは私は思いません。

支給率を上げることも叶わないのかということで、いま村長の方から答弁がありまして、今の 6 割でもう充分、村としては 9 割近くを村でみているという答弁をいただきましたが、改めてその例えば支給率を上げるということについて、お聞きしたいと思えます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 給食費の 6 割補助を引き上げる対応はできないか、との質問でありますけれども、先ほど村長の答弁のとおり、村の方針は 6 割補助ということで示させていただきましたので、議会の中でご検討いただきまして、議員の皆さんが補助率を上げることが必要であるといった方向性でありましたら、ご提言をいた

できればと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 次の2番目に移ります。

保護者の方におきまして、かかるものは、子どものことだからしょうがない、だけど毎月やっぱり負担が大きいとか、今は1人だけど、来年は2人になるから大変だなあとか、子どもには悲しい思いをさせたくないから、あるいは自分は支えがあるけど、アパートとかで頼れる人がいない人は大変だと思うなど、お聞きしているところです。

喬木村の要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給要綱第5条では、学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、給食費は年2回、6月と12月に分け支給するものとし、その他の費目についてはその都度支給するものとする、というふうにあります。

経済的な困難を抱える家庭においては、後に戻ってくるとしても、毎月支払いを考えることに、とても精神的にも負担だった、経済的に大変だというふうにお聞きしました。で、一般の家庭においても、支払いに、いま滞納はないというふうにお聞きしましたけれども、支払いに困ったなあということもあるのではないかとこのように思います。納めなければならないということは重々承知をされており、保護者の方の負担を少しでも軽くできるような、例えば、支援分を現物支給、徴収するに際に援助をする分を差し引いて請求する、引き落としをするなどの改善はできないものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 現在、要・準要保護児童生徒援助費におけます給食費につきましては、年間の支給分を6月と12月の年2回に分けて支給させていただいております。

6月の支給分につきましては、4月から9月までの6カ月間の分です。12月分の支給につきましては、10月から翌年3月までの6カ月間を支給させていただいておりますので、ご質問にありますすべての月が、後の償還払いということになっているわけではないことを、まずご承知いただきたいというふうに思っております。

ご質問の支給方法の改善につきまして、給食費については、現行の6割補助を先に差し引き、4割分を給食費として徴収してはどうかというご質問と考えておりますけ

れども、現在のところ、対象世帯の方々から、支給方法についてのご意見、お問い合わせはいただいておりますが、支給方法の改善につきまして、今後多くのご要望があれば、事務的な面も考慮しまして検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 補足ですが、よろしいでしょうか。補足質問でよろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 内容にもよりますが。

○3番（福澤眞理子） 確認です。

いま林田事務局長の方から答弁いただきました。利用者の方から要望があれば検討していくという内容でよろしいですか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） そのとおりでありまして、対象のある方から多くのご意見をいただいた場合につきましては、事務的な面も配慮して検討していきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 今の質問については理解ができます。ありがとうございます。

次に、納めるべき費用の滞納はありませんかというふうにお尋ねしまして、先ほど村長の方からも、滞納はないというふうにお聞きしておりますが、改めてお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 先ほど村長、答弁いたしましたとおり、要・準要保護児童生徒援助費の対象世帯の方で給食費を滞納している方は、現在のところ、いらっしゃいません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 滞納はないというふうに理解をしました。

2つ目に、学校給食費についての通知が、喬木村学校協同調理場名で保護者宛に出

されております。その中のお願いという項目の6番で、給食費に未納が生じている場合には、児童手当支給に合わせて清算いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください、という文面があります。

当該月に納入ができなくて、このような方法で支払っている家庭はありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 要・準要保護児童生徒援助費の対象の方で、給食費につきまして、児童手当の支給に合わせて納付をいただいている世帯につきましても、現在のところ、いらっしゃいません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 実情はよくわかりました。

健やかな育ちのために、食がいかに大事かということは、誰もが納得できることではないかと思えます。誰でも食べる、しかし食べられない子どももいるということを想像しなくてはいけないと思えます。健やかな育ちを保障できる内容で食べられているか、そのことにも想像を働かせなくてはいけないと思えます。

憲法第26条2項で、義務教育はこれを無償とする、と謳われています。給食費の無償化は憲法の具現化と考えています。理想かもしれませんが、しかし、子どもへの投資は未来への投資ではないでしょうか。

いま困難にあっている児童生徒への援助を広げていただきたい。このことを切望して質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤眞理子議員の質問は終わりました。

◇ 通告6番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告6番、木下温司君。

木下温司君。

○9番（木下温司） 議席番号9番、木下温司です。

先ほど何人かの議員からあいさつがありましたけれども、先日の12日の降雹によって被害に遭われた皆様方に、改めてお見舞いを申し上げます。

さて、今回は、住民の安心・安全を守る対策についてと、村の産業振興と今後につ

いて、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、住民の安全・安心を守る対策についてということで、質問をさせていただきます。

生活の中で起こる事件・事故はいつ起こるかわかりません。万全の対策を取っていても、いつどんな災害や事件・事故が起こるか、想像が付かないのも現実です。

昨年6月、大阪府北部地震で小学校のブロック塀が倒壊、女の子が死亡する事故を受け、対策等については、国からの要請を受け、学校周辺、通学路での危険箇所の対策など、補助制度も含め、村でも対応してきております。ただ、まだ完全とは言えないと思います。

また、熱中症対策についても、クーラーの設置など、子どもたちを健康被害から守る施策はとってきています。

ただ、こうした目に見える対策は進めることができますが、先日の川崎市で起きた児童殺傷事件、通学途中での悲惨な事件、2人が死亡し19人が負傷した事件、犯行は数秒の間ということで、防ぎようもありません。以前もこうした事件が発生していますが、打つ手がないのが現実だと思います。こうした事件も、田舎だから起こらないという保障もありません。

このような事件を受け、喬木村教育委員会として、こうした犯罪に対する対応等検討されているのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 先月28日に、川崎市多摩区において凄惨な殺傷事件が発生しました。

過去においては、2001年、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校や、2008年、秋葉原で無差別殺傷・傷害事件が起こっております。

議員、ご指摘のとおり、突然起こったことで、防ぎようがないということも、事件後、報道番組で議論されて論議されておりました。また、こうした犯罪行為も都会特有のものと済ましてしまわないで、私たちの周囲に起こってもおかしくない事案であると認識すべきであると考えます。

さて、村内の小中学校では危機管理マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿って危機管理を行っております。不審者に対しては、不審者侵入時行動マニュアルが設定されており、また、校外における不審者に対する対応については、随時安心メールで保護者に伝えるとともに、児童生徒へ学活時に直接指導するなど、注意喚起を行って

おります。さらに、各学校それぞれに登校時の街頭指導や見守り隊による安全対応、中学校では、延長部活動を行う生徒については、保護者の迎えを原則としており、顧問がその見届けを行っております。

村では村内13箇所に防犯カメラを設置するとともに、各地区の生活安全指導員を毎月分担し、下校時を中心にパトロールを実施し、防犯に取り組んでおります。

ところで、今回の事件を受け、まず教育委員会は各学校へ、特に1人で登下校をしないこと。不審者に関する情報を得た場合には、直ちに学校へ連絡すること。学校は迅速に教育委員会に報告し、事案によって教育委員会で対応していくことを確認しました。

今後、校外における場合を想定した不審者対応訓練や、対応マニュアルづくりを進めるように、各学校へ指導してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 現状、対応可能な対策ということで、それぞれに対策を講じていただいているということですが、こういった部分につきましても、地域の住民の皆さん方の協力を得て、少しでも犯罪や事故が起こらない対策が必要かなと思います。

また、最近頻発に発生する交通事故の問題ですが、高齢者による運転操作ミスが原因と思われる東京池袋で起きた事故、母子2人が死亡。先日の大津で起きた幼稚園の園児の散歩中、交差点で起きた事故。そのほかにも子どもとお父さんが巻き込まれた事故など、毎日のように発生する悲惨な事故は、いつ起こるかわかりません。

県警交通企画課によれば、昨年1年間に県内で交通事故によりけがをした未就学児が42人、保育・幼児施設に通う園児が47人、うち歩行中に事故に遭った未就学児は4人、園児は10人、死亡した1人の園児は歩行中だったということです。

こうした状況下の中、国や県、各自治体でも、散歩ルートや態勢、通学路の再点検を行うこととしていますが、村として散歩コースの見直し、点検等されているのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 園児の散歩コースにおける対策というご質問ですけれども、従来より、園外保育の実施につきましては、事前に担当保育士が下見を行いまして、保育士の配置や見守り場所を確認した上で、園外保育許可申請書を作成し、園

長及び教育委員会が許可した場合のみ実施することとなっております。

また、今回の事件を受けました緊急交通安全対策としまして、この6月には、県内すべての保育所等を対象に、警察の署員とともに散歩コースの安全確認が実施され、7月には、必要に応じて散歩コースの現場点検が行われることとなっております。

村としまして、常に危険な箇所や場面を想定し、引き続き子どもたちへの安全、安心な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 園外保育は、地域を知り、季節を感じ、自然とふれあう面で、子どもの情操教育にもつながる大切なものと考えます。危険だからといって行動を萎縮してしまっただけは何もなりません。ルートの点検等を行い、安全な散歩ができるよう対応をお願いしたいと思います。

私も喬木村安協の役員として、先日、交差点に立たせていただきましたが、朝の通勤時、自動車学校前の交差点の通行量の多さには驚きました。人間の心理か、信号が変わる間際には加速して通過する車もあり、こうしたちょっとした行動が大事故につながるものと感じました。

前回の一般質問でも質問させていただき、答弁していただいておりますが、今後、リニア・三遠南信の工事に伴う交通量の増加による危険度はますます増してくるものと思われます。各工事請負会社が、警備員の配置などで対策を講じてはいますが、現在、警備保障会社の人員不足が懸念される中、十分な配慮がされるのか心配です。工事発注者、建設請負会社等担当者と充分協議をし、既定どおりの配置ができるのか、確認し、確約を取っておくことが必要と考えます。

今後の工事の進捗を踏まえ、村の取り組みについて、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 議員、ご指摘のとおり、当地域ではリニア中央新幹線・三遠南信自動車道の工事が本格化するとともに、例えば、国道153号飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア関連事業、県や市町村の単独事業等多くの工事が予定をされています。

工事用車両の増加が想定される中、交通安全対策の一つとして、交通誘導員の配置があり、村内でも堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードの付帯工事であるとか、飯喬道

路3工区の複数の工事箇所では配置がされています。

今後、誘導員の適正な配置が可能かとのご質問ですけれども、これは工事の受注業者が決まり、土砂の搬出や資材の搬入をどのようなルートで行うかが明らかになった後、そのルート上で誘導員を配置すべきか否かとか、どこに配置するかというものが決まっています。

工事の発注者側である村としては、設計の中で適正な安全管理費を計上するとともに、受注業者に誘導員の確保について、適正な指導をしていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 課長、答弁のように、まだ搬入ルート等が決まっていないため、どのような警備の配置になるかわかりませんが、北部地区を中心に、リニア・三遠南信道の工事が集中する中、各警備会社とも警備員の確保ができないのが現状のようです。特に警備員の皆さん方は、ある程度退職された方でお年を取っているというようなことで、暑い舗装道路の上に1日立っているということで、体調を崩されたとかいうようなことで、去年までくりん草の警備に来られていた会社、今年は別の会社になったんですが、受けても、まだ10箇所くらい対応ができないというようなお話もされておりました。

次に、高齢者の安心・安全について、お伺いをいたします。

高齢化比率の高まりと生産人口の減、少子化の波など、核家族により独居老人、老老家庭が増えてきています。特に山村地域ほどその傾向が強くなり、新たな災害や事故・事件が発生する要因にもなっています。

自然災害に関しては、状況が判断できる状況下では、早めの避難等と呼びかけ、少しでも被害を減らす対策がとられています。先ほども下平議員の質問でもございましたが、先日、村内で起きた火災の中でも、空き家からの出火、一人暮らしの家庭からの出火と、今後、どこでも起こり得る災害だと思います。

一人暮らしですと、発見も遅れ、通報も遅れるなりして被害の拡大を招き、大規模な被害につながる恐れがあります。また、増え続ける空き家ですが、空き家から廃屋へと長期間放置されている空き家についても、個人所有のため、管理状況がわからない中、事件・事故の温床となって、火災等にもつながる恐れがあります。

そこで、山間地域を守る手段として、現在、河川の水位の状況の監視に設置されている監視カメラがありますが、これと同じような、NHKなどが扱っている外部カメ

ラを地域の展望が利く箇所に設置してはと考えます。あまり監視ということはいいものではありませんし、費用の面もありますが、夜間などを含め、早期発見につながるのではないかと考えます。

カメラの設置は一つの方法論ですが、今後、こうした高齢化の増す地域の防災対策がますます重要になってくると考えますが、具体的な対策等お考えがありましたら、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 空き家や高齢者世帯については、今後も増加が見込まれまして、同様な出火が心配される場所ではあります。

しかし、ご提案いただきましたライブカメラの設置については、費用面の課題に加えまして、仮に設置した場合でも、広範囲のカメラを常に監視をしていくことは、現状では不可能なため、早期発見への効果は期待できないかなと考えております。

今後、人口減少と高齢化は、山間地に限らず、さらに進むことが予測されております。引き続き各地区の自主防衛組織や消防団等関係機関と連携を深めまして、火災予防の啓発や見守りの活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） ライブカメラ等の設置については、なかなかやっぱり費用面、それから運用面でも問題がまだあるかと思っておりますので、すぐというわけにはいかないと思います。

次に、子どもたちへの対応策として、対策とともに、高齢者の運転による交通事故対策について、お聞きをいたします。

先日の東京で起きた高齢者の運転による事故をきっかけに、都会では免許返納への機運が高まっていると聞いていますが、田舎ではそう簡単に返納とはいかないのが現実です。買い物、病院など足がないと行けないなど、返納に二の足を踏んでいる方もいると思います。

今回、移送支援事業の見直しも行われ、サービスの向上が図られていますが、今後、公共交通の有効な活用と併せ、高齢者の運転による事故の削減に努めなくてはならないと思いますが、すべての人に満足いけるサービスの提供には、経費など総合的な見直しが必要で、簡単なわけにはいきません。高齢者の社会参加を促す県の「しあわせ

信州生涯活躍応援宣言」が、知事、県内市町村長から出されましたが、人口減少が進む中、地域の支え手、経済の担い手として期待されるだけに、運転免許との関わりは大きなものがあります。

今後、高齢運転者の交通事故対策について、今後、村としてどのような対策を講じていくのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 当村では、これまで交通安全協会等の関係機関との連携により、交通安全運動を推進するソフト面の対策、それからカーブミラーの設置やストップラインの表示や注意看板の設置等、ハード面の対策等を行いまして、高齢運転者を含め交通安全の確保に努めてきているところであります。

高齢者の事故については、以前から指摘されておりますけれども、運転される皆さんの「自分は多分大丈夫だろう」といった考えから、「自分にもあり得るかもしれない」といった認識を変えてもらうことが、最初の一步であると考えておりますので、引き続き広報、周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。

最終的には、高齢運転者の自主返納制度の活用になりますけれども、喬木村では、平成 26 年度の制度の開始から合計で 86 名の方が運転免許の自主返納を行っております。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、返納につままして二の足を踏んでいる高齢者の方も多いと認識はしております。

その要因としましては、移動手段がなくなることへの不便さや不安になりますので、村としましては、村民バス、コミュニティバスの無料化、タクシー券の配布、ハンドル型電動車いすの購入補助、さらにおたすけ隊たかぎレンジャー等さまざまな取り組みをいま行っているところであります。

総務省の方では、先日の新聞にありましたけれども、75 歳以上の方を想定して、自動ブレーキ等安全機能付きの車種に限定した高齢者向けの新運転免許創設の方針が示されております。

また、各メーカー、安全機能の強化も進んできておりますので、それらの動向も注視しながら、引き続き関係機関と連携し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 高齢者が増える中、こうした事故、こういった部分もいつ起こるかわからないということですが、対応策として、村でもそれぞれいろんな対策を考えていただいているということですか。

住民の安心・安全を守る対策は、なかなか完璧なものはないと思いますが、こうした犯罪や災害から少しでも被害を減らすためには、地域のコミュニティが欠かせません。災害、事件、事故ばかりでなく、特殊詐欺による被害など、日常いつでも起こり得る問題です。住民が声をかけ合い、被害防止に努めなければならないと思います。

以上で、住民の安心・安全を守る対策についての質問を終わります。

続いて、村の産業振興と今後について、お伺いをいたします。

喬木村の観光の中心といえ、いちご狩り観光、今年も5万人を超える観光客が訪れ、賑わいました。村の一大観光産業として定着し、今後も受入態勢の強化に向け、栽培面積の拡大を図っていかれるということで、発展が期待されています。特に農地利用を含め、農業、商業、産業振興へと事業の持つ意味合いは大きなものがあります。

次に誘客の大きなものに、九十九谷森林公園内のくりん草園があると思います。

今年も18日から2週間にわたりくりん草祭りを開催し、推計で3万人以上のお客さんが訪れました。県外からのお客さんやリピーター客も多く、SNS等で友だちに呼びかけるなど、花の力の大きさを感じております。今年のくりん草祭りまでには、調整池のしゅんせつ、木道整備も済んで、ロケーション的にもよくなり、都会からのお客さんにとっては、緑の谷間の光景に満足していただけたと思います。

こうした観光の魅力を絶やさないために、さらなる対応が必要と考えます。観光は、観光雑誌のタイトル「るるぶ」のように、観る、食べる、遊ぶがテーマです。

喬木村への誘客資源として、今後、どのような対策が必要か、伺います。

まず、観るという面から、以前の一般質問でも質問しましたが、九十九谷森林公園内の看板、これは公園が造られた際に立てたものですが、老朽化が激しく、また案内の内容が違い、情報としての機能を果たしておりません。下地も朽ちてきて危険な状況です。くりん草に訪れるお客さんにとっても重要な情報源です。

新しい看板の設置について検討いただけないか、お伺いします。

また、できれば森林税などの活用により、木造の橋が3つ園内にあるんですけども、今後、補修等をお願いできればと思いますが、この2点についてお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 現在あります公園内の案内看板につきましては、長野県の林務部さんの方で設置していただいたもので、30年ほど経過しておりまして、老朽化が進んでいること、また、表示内容が現状と異なっているということにつきましては、村としても承知はしております。

現在、村では、県の森林税、あるいは緑の募金事業を活用しまして、公園内における遊歩道の改修及び開設、あと花木等の植栽の方を進めております。

遊歩道につきましては、県の森林税を活用し、老朽化した遊歩道の改修に取り組んでおりまして、昨年度は、くりん草園内にあります大和知洞の池の付近の改修等を実施しております。

今後につきましては、ご質問にありましたくりん草園内の木製の橋の改修、あるいはアジサイ園のあります木炭洞の方の遊歩道の改修、また、大きな駐車場、大駐車場の方からアジサイ園につながる遊歩道の開設、あと千間洞付近の木道の改修等を予定をしておるところでございます。

花木等の植栽につきましては、一昨年度から木炭洞の方にアジサイ園のアジサイの方の補植の方を実施しております。ある程度の規模になりましたら、メディア等活用をさせていただいて、くりん草以外の時期にもまた誘客ができるように、くりん草園を、九十九谷森林公園を訪ねていただけるようにしていきたいというふうに考えております。

このように、今後も計画的に九十九谷の森林公園内の整備を進めていく中で、看板につきましても、表示内容の見直しも含めまして、設置等を考えさせていただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 公園整備につきましては、順次整備をしていただいて、喬木村の魅力ある公園として、村外からのお客さんにも訪れていただけるような対策をとっていただいておりますが、なぜ看板のことについてお尋ねをしたかといいますと、反対側には「山火事注意」というこののぼり旗が立っているんですが、その看板には、キャンプをして火を焚いている様子だとか、そういうのが載っているんで、情報としては、そういう部分がありますと、村内の皆さん方は、当然、森林内でたき火をする

ということはないですが、やっぱりあれば、もしそういうようなところでキャンプ等して、大きな災害につながるということもありますので、情報源はできるだけきちっとしたものにしておいた方がいいのかなということで、質問させていただきました。

また、食べるという面から、お客さんからの食事場所の問い合わせが多くありますが、残念ながら、村内で対応できるお店は限られております。できれば地域の味の提供できる店があればと感じますが、内容的には豪華でなくても、田舎の味がする地域の素材や伝統野菜など、新鮮な野菜などを使った料理などの提供ができるカフェなどがあればと感じます。そのためには、現在、交流センターでアンテナ的に食事の提供を行っていますが、期間限定とか、施設の状況など考えると、多くのお客さんを迎えるような環境ではないと思います。将来に向けた交流センターが、喬木の玄関口としての機能を十分に果たす態勢強化のため、改修を行い、カフェテラス的な場所が併設できればと考えます。

交流センター周辺は、喬木村の玄関口として、村を訪れる皆さんの情報の受発信ができる場所です。こうした意味からも、村の農産物をはじめ食文化の発信の拠点としての役割が大切と感じます。

今後の見通しについて、伺います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） ただいま木下議員から、村内に飲食する場所がないといった訴えや、そのため交流センターを改修し、カフェテラスを併設したらいかがか、とのお考えを伺いました。

観光において、食べるというテーマは、重要な側面であることは認識しますが、そのために、ないから残念とか、村が交流センターを改修して新たに始めるという方向は、早速には考えづらいと思っております。

議員のおっしゃる田舎の味ですとか、地域の素材ということであれば、まずは現在村内にある飲食店において、地元野菜や季節の山菜等を利用してもらうほか、メニューをご一考いただきまして、観光客の皆様をそちらに案内することにより、地域内に好循環が生まれるのではと考えます。

また、交流センターは、NPO法人たかぎが指定管理者として活動しておりますが、民間の飲食店同様、採算が合わなければ、営業を継続することは困難になります。

くりん草愛好会には、NPOたかぎの所属団体でありますし、また、木下議員はく

りん草愛好会にてご尽力されていらっしゃると思いますので、ぜひともお客様から寄せられたご意見並びにお気づきの点等を、NPOたかぎにお伝えいただきまして、今後の活動に生かしていただければありがたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番(木下温司) なかなかそういった公的施設を改修することは難しいとは思いますが、いずれにしましても、これから7年後、あるいは10年後に訪れる高速交通網時代に対して、喬木村としても何らかの手を打つような対策をしていかなきゃと考えております。

また、拠点の整備とともに、喬木ならではのメニューの開発も重要となってきます。

現在、県では、伝統野菜の普及に力を入れており、1月に松本で行われた信州伝統野菜産地交換会や、3月、飯田合同庁舎で行われた南信州伝統野菜情報交換会などにおいて、県も予算化するなど、積極的に動き始めています。特に南信州は伝統野菜の宝庫で、現在認定されている長野県下の伝統野菜は78種、そのうち24種がこの南信州で栽培されています。

今、伝統野菜は、地域の味として、土産品として、注目度が高まっています。喬木村の認定されている伝統野菜は、現在「志げ子なす」と「赤石紅にんにく」、周辺には「千代ネギ」「ていざなす」「下栗芋」などの地域の食材がたくさんあります。

こうした伝統野菜を生かし、観光開発の今後の魅力の一つと思いますが、喬木村としての取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 議員からご案内のありましたとおり、喬木村には信州の伝統野菜に選定されている野菜として、「赤石紅にんにく」と「志げ子なす」の2種類あり、「赤石紅にんにく」は、平成30年2月に伝承地栽培認定を受けています。

これまでに伝統野菜それぞれの商品開発について、菓子屋、加工業者及び土産物業者等と相談してきましたが、商品化できるほどの収量の確保並びに生産体制が整っておらず、断念した経緯があります。

「赤石紅にんにく」は、作付面積1反歩であり、「志げ子なす」は、約600本の苗を60人の会員が耕作していますが、50人は自家消費という状況です。

村もしくは農業委員会としては、伝統野菜を絶やすことがないように、生産者の確保

並びに栽培支援を行い、生産者の協力のもと、販路確保に努めたいと考えておりますが、2つの伝統野菜にはそれぞれ生産者組合があるため、各生産者組合と協議しながら、今後の取り組みを探っていきたいと思っております。

木下議員におかれましては、赤石紅にんにく生産者組合の会長のほか、富田楽珍会の代表もお務めでいらっしゃいますので、伝統野菜の実態であるとか、直売所における消費動向はよくご存じのことと推察いたします。

村としては、伝統野菜の保存と継承を図ることを大きな目的に据えておりますが、伝統野菜等の会長の立場でもある議員の取り組みによりまして、観光など幅広く効果を波及していただければ大変ありがたく存じますので、大きく期待を寄せているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 伝統野菜につきましては、地味ではありますが、こつこつとその地域に育ってきた部分を伝えていくということで、昨日、第二小学校の4年生か5年生かな、所先生の担任で、やはり一緒に伝統野菜ということでにんにくを作っている勉強も農場でしたわけです。

それでは、また、遊ぶでは、観光とスポーツイベント等ですが、他町村で行っている駅伝・ハーフマラソンなどは、運営上無理と聞いていますが、ウォーキングなら、健康志向や郷土散歩など、健康への関心と地域を知る上で大変有効と考えます。

たかぎスポーツクラブでも企画されていますが、これらを健康、観光等に組み入れ、喬木村の誘客の一つとしてはと考えてみてはと思います。

先日行われた「喬木村の富田地区を歩いて春探し」という企画では、くりん草園から楽珍館、城山公園へ散歩するイベントで、20人くらいが参加し、歴史や直売所の様子、くりん草園を観賞し、城山公園でのバーベキューなどを楽しみました。

こうした企画は、都会の皆さんにも魅力的な企画と考えます。もちろん、準備そのほか主催にとっては大変な点もありますが、食事がなくても充分楽しめるものと思います。村外の皆さんには、村の自然や歴史のほか、村の見どころを集めたコース、山菜や野鳥の観察など、ガイド付きで歩くコース。村内の皆さんには、ほかの地区でも行っていますが、ゴミ拾いウォーキングといった健康促進と地域の見どころに触れるコースなど、他のイベントと比べ、比較的運営がやりやすいのではと感じます。

国保などでも指摘されておりますが、メタボ防止の健康ウォークなど、観光、健康

と連携した企画で取り組めると思います。こうした観光、スポーツクラブ等による部署連携の企画を推進してはと思いますが、見解をお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 議員がおっしゃいますとおり、たかぎスポーツクラブでは、5月に九十九谷森林公園から城山公園へのウォーキングイベントを開催しております。参加者は12名で、村内の方が7名、村外の方が5名とお聞きしております。

スポーツクラブでは、今後も年2回程度のウォーキングイベントを開催していくと聞いております。

また、3月にJR東海の主催で行われました「さわやかウォーキングイベント」では、131人の方の参加がありまして、交流センターには58人、曙月庵には14人、阿島傘伝承館には28人、棕鳩十記念館には23人の方が訪れていただき、村内の観光施設を散策されております。悪天候の中の開催となりましたけれども、大変好評であったと聞いております。

このようなイベントは、誘客効果を生みまして、多くの参加者を観光地に呼び込むことが期待されます。また、健康促進にも有効と考えますので、たかぎスポーツクラブ、教育委員会、保健福祉課、産業振興課など村の関係部局が連携しまして、健康づくりと観光が融合したウォーキングイベントが実現可能かどうかについて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

だいぶ時間が過ぎましたので、次に、土産品の開発です。

先日の報道で、喬木村商工会では、地域特産の柿の皮や規格外の実を原料にした果実酒の開発を進めるとの報道がありました。

喬木の土産品の一つになればと思います。市場での流通はまだわかりませんが、シールドなどを含め、土産品のアイテムが増えるのではと期待をしております。

今後、ほかの商品開発を含め、統一デザインによるパッケージや包装紙など、リニアや三遠南信との交流に向け、早い段階での取り組みが必要です。そのためには、開発プロジェクトの組織が必要と考えます。例えば、土産品屋さん、地域の加工所、旅行代理店、航空関連などの組織体制により、今からでも取りかかっていると、10

年くらいはあつという間にきてしまいます。

こうした組織の設置について、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 喬木村商工会で取り組みを進めています、柿の果実酒に係る開発・普及プロジェクトに触れて、質問がありました。

事業主体は商工会であり、村はオブザーバーとして出席していますので、現時点でわかる範囲でお答えさせていただきます。

柿の果実酒とは、柿が原料のワインになるかと思いますが、商工会のこれまでの柿タンニンの取り組みの中で発見、考案された商品になります。地元特産の市田柿を原料とするとともに、これまで干し柿の製造工程で廃棄されてきた柿の皮や規格外の実、いわゆる「ずくし」等を活用することができます。

また、お尋ねの組織体制につきましても、農業委員会等を通じ、原料となる柿の提供、買い取りを呼びかけたほか、製造会社や試験機関、また販路や流通のマーケティング部門等、各方面から委員が参加し、プロジェクトが構成されています。

こうしたことから、農工商が一緒になって取り組む事業であり、まさしく6次産業であると考えます。

さらには、今月の村の通報文書を通じまして、果実酒の商品名を村民から公募するようチラシを全戸配布するほか、秋の村の総合文化祭において、お披露目と試飲提供を行う予定でいるなど、外部コンサルや商業ベースの視点ばかりでなく、地元に着した地域を巻き込んだ取り組みとなっております。

現時点では、肝心な商品の果実酒の出来がわかりませんので、何とも言えませんが、既にこうした取り組みが行われており、この商工会の取り組みは、議員をはじめ多くの皆様に評価していただけるのではないかと考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 喬木村への誘客で、季節的にはいちご狩りが1月～5月、くりん草・ポピー園が6月、夏場はサクランボ狩り・ブルーベリー、秋はりんご狩りやオーナー農園、マツタケ観光とありますが、年々高齢化と受け入れに限界があり、今後、通年での誘客態勢に向けた戦略が必要です。そのためには、観る・食べる・遊ぶの体制づくりが急務と考えます。

観光は、三遠南信地域連携ビジョンでも示されているように、これからの人的交流における経済力を高める一つ的手段であります。そのほか、温泉、宿泊施設等の要望も出ていますが、これらは現状では大変難しく、民間でも採算が合うと思えば投資をしますが、近隣市町村でも、公設はほとんどが経営に苦慮しています。ですから、ないものをうらやむことなく、共存しながら、喬木は独自の戦略で、高速交通時代に備えた産業振興に力を入れていくことが大切と考えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開を午後1時5分といたします。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 05 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

◇ 通告7番 小池 豊 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告7番、小池豊君。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 議席番号11番、小池豊です。

何人かの議員が申し上げましたけれども、雹害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

私、2つの質問を用意してあります。

最初に、村内の文化財の管理状況と活用について、お聞きをいたします。

村内には、歴史のあるまたすばらしい文化財が多くあります。文化財保護委員会で掌握をいただいているところですが、歴史民俗資料館の中、また、天然の文化財としては、大島の菊目石、発掘後の伊久間原の遺跡、松尾より移築されたという安養寺の毘沙門堂、そして、旧知久氏の茶室であった曙月庵、富田下社の回り舞台、また、医泉寺の日光・月光菩薩像、郭の1号古墳等があるわけです。

管理につきましては、個人所有もありまして、管理の形態は異なるわけですが、いずれにしても、将来、大切に残していきたいものばかりであります。

村として、管理はどのようにされているのか、また、これからしていくのか、今後できる対応をお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 現在、喬木村には県、村指定の文化財が20あり、村所有の文化財につきましては、村費による管理を行っております。

個人所有の文化財9件につきましては、交付金を交付し、所有者に管理を行っていただいております。

いずれも大変貴重な文化財でありますので、適正な管理と情報発信を行っていききたいと考えております。

なお、個人所有の文化財に深刻な損傷や、管理ができなくなった際には、文化財保護委員会におきまして取り扱いを協議する必要があると思っておりますし、修繕、管理につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 文化財保護委員会等でも協議をされ、また、村としてもしっかり管理がされているということで安心をするところであります。

続きまして、文化財施設の有効活用につきましては、将来、増えてくるであろう観光客に対しまして、また大切になってこようかと思われまます。特に、これもリニア開通以降増えてくるでありましよう外国人の観光、特に欧米人は日本の歴史文化に深い興味を持たれていると聞きます。曙月庵の活用、そして阿島傘伝承館の活用、また資料館の対応につきましても、展示の工夫をして、来館者に対しまして魅力のある展示をとの声もお聞きするところであります。

村内の祭りだとか、傘作りの様子、そして狼煙上げの様子等、スライド・DVDによる映写等含めて、また歴史の勉強に多く来館する小学生が、見て楽しい場所にできたらと感じるところです。村としての工夫、考えをお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 議員のご指摘とおり、最近、日本の歴史文化が外国人の方に深い興

味を持たれていることは、昨年、南信州観光公社の依頼で韓国からのツアー客を曙月庵で受け入れたときに感じております。

実際の建物を通し歴史に触れることは、日本の風土を理解してもらい、喬木村を知ってもらうことにもつながってきます。

今後も、個人の見学だけでなく、観光公社や旅行会社等と連携した国内外のツアーを受け入れなども検討したいと考えております。

歴史民俗資料館は、火・木・日曜日が開館日となっており、館長が常駐をして対応しております。通常は、発掘の成果や村内の歴史的資料、寄贈された資料を展示しております。展示は、1・2階の展示室で行っていますが、魅力のある展示となるよう、資料館運営委員会において検討していきたいと考えております。

また、展示室の中は狭いためできませんが、講義室において、各地区で制作されたDVDやいちごチャンネルで記録された映像なども観ていただけるように、検討してまいりたいと考えております。

阿島傘伝承館と阿島傘資料館の展示物については、阿島傘の会の皆さんに管理をお願いしており、当時の阿島傘が作られている様子や、道具、作品などが転じされております。平成初めに作られた展示物も古くなったものがありますので、修繕や展示物については、阿島傘の会の皆さんと一緒に、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11 番（小池 豊） 現存されている建物等、有効に使われているということではありますが、喬木村の古い文化財、ぜひ大切に保管をいただきたいと感じるところであります。温故知新、「故きを温ねて新しきを知る」といわれます。文化財の保存には費用もかかるわけですが、個人としては保存もできない文化財を、村として温存していただけたらと思ひ、この質問を終わります。

続きまして、三遠南信自動車道の工事対応と、将来を見据えた対応について、お聞きをします。

三遠南信自動車道の工事につきましては、着々と進行しており、村長の冒頭のあいさつにありましたとおり、本年度中には、飯田上久堅・喬木富田インターから中央道山本インターまで開通の運びとなりました。飯喬道路も46億円の予算が付き、3工区についても建設促進が図られているところです。

上久堅から富田バイパスの改良につきましては、行政、議会が一体となりまして、県等に要請しているところですが、富田バイパスの完成の後、それまで上久堅、下久堅を迂回していたダンプが、県道下条千代飯田線を通行します。狭く湾曲した県道のダンプの通行台数は非常に多くなり、一般車両の通行の妨げ、また、通行人の危険度も増すところですが、早めの改良を期待するところですが、また、この道につきましては、下伊那北部の皆さん、上伊那の皆さんからも、三遠南信自動車道を利用するときのアクセス道路として通行したいとの声もお聞きをするところですが、

村として県に要望する具体的なコース、改良方法について、方向、お考えをお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 主要地方道下条米川飯田線は、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジと富田区をはじめとする南部地区や、村道6号線を経由して村の中心部をつなぐ重要路線でありまして、長年にわたる提言活動の成果として、富田バイパスが事業着手をされたところでありまして、

しかし、富田バイパスから国道256号までの間は、まだまだ狭隘な部分が多く残されており、今年度予定されている中央自動車道から飯田上久堅・喬木富田インターチェンジ間の開通効果を十分に受けられないことが懸念をされます。

そこで、引き続き、富田バイパスから国道256号までの間の改良促進を県に提言をしているところですが、

ルートや改良方法の方向は、とのご質問ですけれども、まだ富田バイパスの方は着手をされたばかりということで、その先線については、まだ事業化がされていないわけでありまして、今後、長野県が事業実施をすることになれば、本村と飯田市とまた県と調整をしながら、ルート等を絞り込んでいくことになるかと思われまして、

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） まだまだ先のことという答弁もありましたが、非常に現在の道については、即そのまま改良といいましても、非常に湾曲した道路でなかなか改良も難しいかと思っております。この道につきましては、議会も一緒になり、要請に尽力をしていく覚悟であります。よろしく申し上げます。

続きまして、工事用道路についてですけれども、工事の終了後、その工事用道路を

村道として有効活用したいという要望がある場合、地権者の対応だとか、管理使用の発生等あるわけですがけれども、村としてのとらえ方をお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 現在、工事が進められております工事用道路につきましては、用地を借地し、使用後は現状に復旧して地権者にお返しするという形を取っております。

その工事用道路が既存の村道を拡幅する場合には、本線工事の終了後、地権者の方の同意がいただければ、村道として、その拡幅部分を管理するという事も考えていきたいと思っております。

ただし、山間地に新たに工事用道路を開設する場合は、工事終了後の利用者が地権者に限られるため、村道認定して管理することは考えてはおりません。

地権者が工事用道路を残して欲しいと要望されることは考えられますが、残された道路構造物は、地権者が個人で管理することとなり、大きな負担が生じる恐れがあります。また、一級河川を渡河する仮設橋は撤去されることから、有効活用は難しいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） なかなかどうも工事用道路、後有効活用するには、いろんな難しい条件もあるようですけれども、そんな要望もお聞きをするところです。土地の提供に協力する地元地権者の要望等、極力聞き入れていただきたいとの思いであります。

続きまして、三遠南信自動車道は、人の流れと同時に、資材、物流に大きく利用され、また経済にも反映する道路になろうと思います。インターの近くに産業用敷地を用意しているという地区も聞くところですがけれども、喬木村としては、住宅地の対応だとか、また産業、企業の誘致等、将来対応をどうとらえていくのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 飯田市では、龍江インターチェンジ近郊に産業団地を計画しており、既に造成工事の方に着手をしております。付近には番入寺インダストリアルパークもあり、竜東地域で2箇所目の産業団地となります。

6月4日に行われた三遠南信自動車道飯喬道路3工区建設促進期成同盟会における祝辞の中で、飯田市長より、既に企業からの引き合いがあること、天龍峡エコバレープロジェクトにおいてもほぼ区画が埋まりつつあることが紹介をされております。

このことは、当村、特に南部地区にとって、三遠南信自動車道が通勤道路として活用できること、沿線の住民にとって地域の雇用の場が確保されるととらえることができます。また、それぞれの産業団地で働く方々にとっては、南部地域が居住地となる可能性も高まったと考えられます。

村では、定住施策のPR活動を通じて、定住人口の確保を図ってまいりたいと考えております。

一方、村内のインターチェンジ近郊に村が産業団地等、面的な整備を行うことにつきましては、地形的な制約でありますとか、農業振興地域また保安林といった法的な規制もございますので、困難であると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 全線開通はまだまだ先のことではありますが、開通後には非常に経済活動に反映する道路になろうかと思えます。近隣の地区との連携も図りながら、将来展望のあるむらづくりに取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で小池豊議員の質問は終わりました。

◇ 通告8番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告8番、後藤章人君。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人です。

本日は、喬木村の出産祝い金のあり方についてと、最近、休会が目立つ高齢者クラブについて、質問いたします。

通告書の質問要旨の欄に②③と書かれておりますが、一括して質問させていただきたいと思えます。

喬木村には、出産祝い金という制度があります。「次代を担う児童確保を図り、村勢の発展に寄与するためその出産を祝福する」という目的で定められた制度であります。

第1子、2子、3子に5万、10万、30万、その後10万ずつ1人増えるたびに増額

されていくもので、その支給される額からも、また、要綱の内容からも、当村において子どもを生み育ててくださる方々への期待と感謝の気持ちが強くうかがわれます。

ただ、私の感じるのには、生まれてくる子どもさんの人としての重さは同じであるはずなのに、2子、3子、4子と祝い金の額が大きく違っていています。それもかなりの差ではありますが、その額の違いというものはどこからきているのでしょうか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 後藤議員からは、通告書②番③番をまとめてというようなお話もございましたけれども、以降、やはり一問一答方式でありますので、一問一答でお願いしたいというふうに思います。

それでは、答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 出産祝い金につきましては、平成6年度から始まっておりまして、当時は第3子以降の子どもさんに対し、お祝い金として30万円を贈呈してまいりました。このことにつきましては、ご夫婦2人から3人の子どもさんが生まれることによりまして、人口が増えるという趣旨から始まった制度であると理解しております。

平成20年度には、議会からの提案によりまして、お祝い金であるならば第3子に限らず、全出生時に贈呈するべきではないか、といったことから、第1子、第2子にも5万円が支給されるようになりました。

近隣市町村でも同じように出産祝い金が創設されるようになりまして、平成24年度には、村として独自の金額を検討した結果、第1子には5万円、第2子には10万円、第3子以降は子どもの人数に対して10万円を乗じた金額としてきた経過がございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 前々からこの額の違い、しかも5人目になるとかなりの高額になることについて、どうしてかなというような感じは持っていたんですが、やはり村の期待の大きさ、支給要綱のとおり、また感謝の気持ちというものの表れなんだなということとをただいま感じたところでございます。

では、続いてお聞きします。

この出産祝い金は、要綱によりまして、支給資格は子を養育する父母と定められて

おります。もちろん喬木村に住所を持ち、永住の意思があることなどの条件が付いております。生まれてきた子どもに、村民の一人としてそれぞれに祝い金を支給することに全く異論はございませんが、ただ、養育する父母に支給するということは、それはすなわち、その家庭に支給することであり、子ども授かった家庭、願っていてもそうではない家庭、そんな状況の中、そんないろいろな家庭のある中、家庭に支給するという形には、税の使い方として、私は不公平さを感じてしまいます。

親にとっては、出産、また出産後、金銭的に多くの負担がかかるのは承知しております。また、村としての気持ちもわかるころではあります。しかし、実際、子どもにお金がかかるのはもっと後のことで、またもっと長期間のことではないかと思われ、ます。

この出産祝い金の要綱ができてからかなりの時が経っております。その間、子どもを取り巻く生活そして教育など、環境の変化も大きくなりました。

そこで、そろそろこの要綱を見直し、真に子どものためとなる制度、もしくは支給のあり方に変えていくことを考えてみてはいかがでしょうか。

他の自治体でも同じ制度があると聞きますと、やめてしまうというわけにはいかならないと思いますが、喬木は喬木独特の制度を整えることで、村をアピールすることを望むものであります。もちろん、この祝い金の制度の根本にある当時の村の思いというものは、決して崩してはならないものであります。

そこで、子どものためとなることとは何か、次のようにちょっと考えてみました。

まず1つ、喬木村はICT教育の先端を行く村であります。そこで、今後ますますICT教育の充実を図るため、子どもたちに入学時、タブレットの支給などはいかがでしょうか。

また、今定例会にも200万円の補正が上がっていましたが、奨学金の拡充、そしてまた教育ローン設立、これは予算的に無理かもしれません。また、高校生の通学のための交通費の負担、そして、小学校の英語授業必須を見据えて、早くから英語になじめるような環境づくりのために、環境づくりをするなどがございます。

現在の祝い金総額年300万円、約300万円、この予算内でできることは限られていますが、先ほども申しましたが、他の自治体と違い、喬木村ではこんな形で子どもたちの成長を見守り、支援しているんだという姿を見せてほしいと思います。

祝い金支給本来の考え方を残しつつ、支給方法や支給内容を考え直してみることをぜひ検討願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議員、ご指摘のとおり、出産祝い金支給の趣旨につきましては、「次代を担う児童確保を図り、もって村勢の発展に寄与するためにその出産を祝福する祝い金」というふうになっております。ところが、平成6年にこの制度が創設されて、そのころは、産めや増やせや育てよというのは、社会的に受け入れられてきた時代かもしれませんが、今は3人目を産めといても、社会問題化する時代になってまいりました。

ご指摘のとおり、子どもが欲しくても恵まれない方もいらっしゃいますし、多子を産むことがほんとの子育てになるのかということに、疑念を感じるような論調も目立ってまいっております。

ということで、出産祝い金制度ができた当時とは社会情勢が大きく異なってきたということもございまして、ご指摘いただきましたとおり、学童期の援助であれば全員に行き渡るようになるやもしれない。喬木村で子育てをしたい、移住のきっかけにしたいという施策につなげるということであれば、学童期の補助の方が有効活用できるのかなとも思っております。

皆さんに、こう平等な方法というのは何だろうと考えてみると、なかなか難しいものだと思いますが、子育ての支援として見立てるか、子どもの育ちを援助すると見立てるかということで、事の本質は変わってくるのかなあというふうに思っておりますが、喬木村の制度が周知される中で、よその町村でこの出産祝い金制度というのはどんどん広まってきたという経過もございまして、いま直ちにこの出産祝い金制度をなくしてしまうということは、大変難しいことなのかなあというふうに思っておりますが、金額の見直しについては、避けては通れない課題だというふうに思っているところでございます。

制度を見直すにあたりましては、議会の方でも検討していただいた経過もございませうけれども、今年度中に保健福祉ですとか、教育委員会、企画財政課等の担当する部署で庁内検討チームを立ち上げて、方向性をお示しできればいいなあというふうに思っております。

議員からさまざまなご提案をいただきましたので、こちらにも貴重なご意見として承りまして、真に子育てにふさわしい祝い金といいますか、出産祝い金という言葉がいいのか、子育て支援という言葉がいいのかは、明確には申し上げることができません

けれども、子どもたちのために使えるお金の有効活用について、再検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 何を支援するかということによって、いろいろ内容は大きく変わるんだなということ、今お聞きしたところでございますが、この制度が、祝い金、この制度が支給した時点または受け取った時点で終わってしまうのではなくて、制度のこの成果、また村の思いが長く残るような形を私は望みたいと、そんなふうに思っております。

村長、答弁のとおり、子どもたちのための制度になっていくということを期待するところでございます。

次に、近年、休会が目立ちます高齢者クラブのことについて、質問いたします。

最近の高齢者クラブの休会の状況を見まして、心配になるというか、先々が心配になることがありましたので、1つだけ質問をいたします。

高齢者クラブの加入人数が減少傾向にあります。特に平成30年と31年を比べますと、減少の様子は極端でございます。また人数の減少とともに、クラブの休会も今年は3団体となっております。過去には、休会后、その休会后、再開されたクラブもありますが、それはかなりの努力がいったことと推測されます。

少し具体的に申しますと、平成24年には13団体、751名、このときがピークでございます。そして平成31年、令和元年、10団体、491名、これが一番近いところで、しかも一番の谷間でございます。

今後、もっと深く調査しなければならないとは思っておりますが、休会の理由は、現在よく言われているのが、役員のみ手がないということでございます。クラブを構成する人口も減っていく中、せめて、役員のみ手がないから存続できないんだという現状を、何とかそれに手助けすることはできないでしょうか。

「休会はやむを得ないが、できるなら続けてほしい」とか、「もっと続けたいんだ、本当は」というような、そんな思いの方が多数いることは確かでございます。高齢の方々にとって、人数の把握、お知らせの作成・配布、飲食の手配、報告書の作成等、クラブ運営のための仕事は大変厳しいものと思われまます。クラブ運営のすべてに関し、後押しすべきものであるとは思いますが、少しでも後押しできてクラブの運営などに力を貸すことはできないものか。クラブの消滅は、そのまま地域コミュニティの縮

小につながるような気がして、そしてそれがゆくゆくは村の活気が失われることにつながらないか、心配であります。

希望する高齢者クラブに対し、ある程度の手助け、後押しができるようなシステムの検討を願えないものでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 高齢者クラブは、地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織でありまして、その役割も期待されております。しかしながら、議員がおっしゃるように、役員のなり手が不足していることや、新たな会員の加入が進まないといったことから、高齢者クラブの支会数や会員数は減少傾向にあります。

クラブ運営のための仕事が困難であるとのことで、現在も支会の発行文書の作成などについては、事務局を委託しております喬木村社会福祉協議会が要望を受け、個別の支援を行っております。また、村からも、活動を支援する補助金の申請につきましては、なるべく簡易な手続きとなるよう申請書等工夫しまして依頼をし、相談があれば対応を行っております。

7月には、議員の方と高齢者クラブの方々との懇談も予定されているとお聞きしておりますので、クラブを継続していくためには、今後、どのような支援が必要か、協議をしていただければ幸いに思います。

社会福祉協議会や村としましても、今後、どのような支援があれば継続できるのか、ご相談いただく中で支援策を検討してまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 今、希望の持てるような、そんな答弁をいただきました。

現在、休会中のクラブでも、できるなら復活させたいという具体的な考えを持っているクラブもあると聞いております。ぜひそんなクラブの願いが叶いますよう、寄り添い、後押ししていただけることを願います。

平成元年の5月28日付の信毎の記事でございます。高齢者が年齢にかかわらずいきいきと活躍してもらおうと、阿部知事と県内市町村長が応援宣言をまとめることがわかった。その応援宣言の名称は「しあわせ信州生涯活躍応援宣言」とすると、高齢者の就労や地域活動、社会貢献活動などへの参加を後押しする内容になる見込みと、こ

の時点ではそういうふうに見込みとなっております。

少子高齢化が進む中、まだまだ高齢者といわれる方々に活躍してもらわなければならないと私は思っております。リタイヤなど考えずに、地域社会貢献活動に参加願いたいところであります。

そんな中、村の後押ししていただけるようなそんな姿勢に期待をするところがございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問は終わりました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後1時40分